

令和 8 年

双葉町議会会議録

第 2 回定例会

6 月 9 日開会～ 6 月10日閉会

双 葉 町 議 会

令和 8 年第 2 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6 月 9 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
報告第 1 号から報告第 3 号までの一括上程	7
議案第 3 5 号から議案第 4 1 号までの一括上程、提案理由の説明	8
請願第 1 号の上程、討論、採決	9
陳情第 1 号の上程、討論、採決	10
一般質問	11
1 番 渡 部 昭 洋 君	11
4 番 伊 藤 哲 雄 君	19
発言の取消し	21
発言の取消し	22
7 番 高 萩 文 孝 君	26
散 会	35

第 2 日 (6 月 1 0 日)

議事日程	37
------------	----

出席議員	3 8
欠席議員	3 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 8
開 議	3 9
議事日程の報告	3 9
一般質問	3 9
3 番 小 川 貴 永 君	3 9
2 番 山 根 辰 洋 君	4 1
6 番 菅 野 博 紀 君	4 6
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	5 8
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	5 9
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	5 9
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	6 3
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	6 3
議員派遣の件	6 3
閉 会	6 3

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

8 双葉町告示第 2 3 号

令和 8 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 8 年 6 月 9 日（火）
午前 9 時 3 0 分

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 渡 部 昭 洋 君
3 番 小 川 貴 永 君
5 番 作 本 信 一 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 山 根 辰 洋 君
4 番 伊 藤 哲 雄 君
6 番 菅 野 博 紀 君
8 番 岩 本 久 人 君

○不応招議員（なし）

令和 8 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開会

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告

双葉地方広域市町村圏組合議会報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1 号 令和 7 年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について

日程第 6 報告第 2 号 令和 7 年度双葉町下水道事業会計継続費通次繰越しの報告について

日程第 7 報告第 3 号 令和 7 年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について

日程第 8 議案第 3 5 号 双葉町税条例の一部改正について

日程第 9 議案第 3 6 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 10 議案第 3 7 号 街路灯設置工事請負契約の締結について

日程第 11 議案第 3 8 号 双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備工事請負契約の締結について

日程第 12 議案第 3 9 号 町道路線の認定について

日程第 13 議案第 4 0 号 土地の取得について

日程第 14 議案第 4 1 号 令和 8 年度双葉町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願

日程第 16 陳情第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第 17 一般質問

1 番 渡 部 昭 洋 君

4 番 伊 藤 哲 雄 君

7 番 高 萩 文 孝 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	宇 名 根 良 平 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
参事兼 生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可いたします。

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、伊藤哲雄君、5番、作本信一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、6月4日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月10日までの2日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（岩本久人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

また、これまでに受理した請願及び陳情については、お手元に配付しました請願文書表及び陳情文書表のとおり報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（岩本久人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和8年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

東日本大震災から節目となる15年を迎えた3月11日、中野地区において東日本大震災慰霊碑除幕式を執り行いました。ご遺族や町関係者など約50名が参加し、地震や津波でお亡くなりになられた21名のお名前が刻まれた慰霊碑を前に、ふるさと双葉町に戻ることを願いながらも、志半ばで亡くなられた方々の御霊に哀悼の誠をささげました。

また、産業交流センターに、東日本大震災双葉町追悼献花場を設け、ご遺族の方をはじめ多くの方に献花いただき、午後2時46分には、ご参列いただいた方々とともに、犠牲になられた方々へ町の復興を成し遂げる決意をお誓い申し上げました。

3月14日、体育館、公民館跡地に整備を進めてきた公設商業施設「MEMEGURU FUTABA」の飲食店3店舗が開業し、日常生活における利便性が向上したところです。また、5月2日には福島県復興祈念公園が開園し、6月1日にリトリート型ホテル「FUTATABI FUTABA FUKUSHIMA」が開業したことで、町に新たなにぎわいが創出されつつあります。今後は、各施設と連携しながら、交流人口の拡大に向けた取組を進めてまいります。

3月25日、ヤマト運輸株式会社と東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興に向けたまちづくりに関する包括連携協定を締結いたしました。今後は、持続可能な地域社会の実現と町民サービスの向上を目指した取組を進めてまいります。

3月29日、赤澤亮正経済産業大臣が町内の復興状況を視察されました。はじめに、駅西住宅において、公営住宅の内覧や帰還した居住者と交流を通じて、帰還の状況を把握されておりました。続いて、鴻草地区において、特定帰還居住区域外の土地や家屋の取扱い、営農再開に向けた、ため池や水路の除染などについて要望いたしました。

4月6日、天皇皇后両陛下と愛子内親王が初めて双葉町をご訪問されました。東日本大震災・原子力災害伝承館において、私から町の復興状況などをご説明し、館内をご視察いただきました。その後、

町民3名と発災直後の状況や被災地の現状などについてご懇談いただきました。

4月6日、双葉町立双葉中学校入学式を挙行いたしました。本年度は中学校に2名が入学いたしました。今年度の町立幼稚園、小中学校は、園児、児童、生徒18名によるスタートとなりました。

4月15日、小林茂樹文部科学副大臣が町内の復興状況を視察されました。はじめに、双葉町産業交流センター屋上から中野地区復興産業拠点について説明しました。続いて、双葉南小学校の旧校舎や駅西住宅、さらには駅東地区の復興状況をご覧いただきました。その後、教育施設の整備等に係る財源や双葉町の復興に向けた諸課題に対する支援のほか、原子力損害賠償について、長期間に及ぶ避難生活が続いている町民の実情に応じた適正かつ迅速な賠償に対し、今後ともご尽力いただくよう要望いたしました。

5月20日、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村で構成する原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の会長として、自由民主党東日本大震災復興加速化本部をはじめ、農林水産省、復興庁、国土交通省、環境省、経済産業省を訪問し、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に示すこと、町村が抱えている課題について必要な支援策を講じることなど、実態に寄り添い、総力を挙げて対応するように要望してまいりました。

5月23日から25日の3日間にわたり、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは6歳の騎馬武者を含む総勢6騎が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地に向けて進軍されました。24日には、町内で凱旋行列と相馬流れ山踊りが披露され、無事の凱旋が報告されました。

5月29日、双葉町放射線量等検証委員会を開催し、環境省などから示された資料に基づき、町内の放射線量などの状況について説明しました。委員からは、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組等について、ご意見及びご助言をいただきました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

まず、報告が3件となります。提出議案につきましては、条例の一部改正が2件、契約の締結が2件、町道路線の認定が1件、土地取得が1件、令和8年度補正予算が1件、合わせて7件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（岩本久人君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号から報告第3号までの一括上程

○議長（岩本久人君） 日程第5、報告第1号から日程第7、報告第3号までを一括議題とします。

報告第1号から報告第3号までの説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 令和7年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてで

ありますが、令和7年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）、合わせて7,747円を令和8年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第2号 令和7年度双葉町下水道事業会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和7年度双葉町下水道事業会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業500円を令和8年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告いたします。

報告第3号 令和7年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和7年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、戸籍附票システム改修事業、物価高騰対応支援給付金事業、複合的福祉サービス拠点整備事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、商業施設整備事業（商業施設整備拡張基本計画策定）、橋梁補修事業、防災備品倉庫購入事業の7事業、合わせて1億3,555万4,640円を令和8年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（岩本久人君） これで報告第1号から報告第3号までを終わります。

◎議案第35号から議案第41号までの一括上程、提案理由の説明

○議長（岩本久人君） 日程第8、議案第35号から日程第14、議案第41号までを一括議題とします。

議案第35号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第35号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の改正に伴い、条例の規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和8年度における国民健康保険税の税率等を改正するため、所要の改正を行うものです。

議案第37号 街路灯設置工事請負契約の締結についてであります。県道長塚請戸浪江線沿いに整備する街路灯設置工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第38号 双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備工事請負契約の締結についてであります。双葉駅西地区に整備する複合的福祉サービス拠点を建設する工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第39号 町道路線の認定についてであります。双葉駅西側地区生活拠点等の整備に伴い関係する道路を整理するもので、道路法第8条第1項の規定に基づき認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第40号 土地の取得についてであります。双葉運動公園整備事業用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第41号 令和8年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,983万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は375億3,983万6,000円となります。

まず、歳入についてですが、繰入金に福島再生加速化交付金基金繰入金として3,983万6,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてですが、総務費に駅西住宅整備事業完了に伴う国庫返還金として3,983万6,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩本久人君） これで提案理由の説明を終わります。

◎請願第1号の上程、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第15、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願を議題といたします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。請願第1号を採択することの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 全員賛成です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第16、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。陳情第1号を採択することの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午後 1時00分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（岩本久人君） 日程第17、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位 1 番、議席番号 1 番、渡部昭洋君の一般質問を許可いたします。

1 番、渡部昭洋君。

（1 番 渡部昭洋君登壇）

○1 番（渡部昭洋君） 議席番号 1 番、通告順位 1 番、渡部昭洋です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いします。本日の質問は 2 件となります。

まずはじめに、今後のまちづくりと太陽光発電設備設置のあり方についてです。双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例が本年 1 月より施行されました。以降、複数の設置計画が進められていますが、住民説明会を開催しても参加者が極めて少ないなど、住民の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が見受けられます。

条例では、近隣住民への周知や説明が求められていますが、現在も町外で生活を続けている町民が多く、事業者側が関係住民の連絡先を十分に把握できていないケースもあるため、現行では当町の実情に十分対応できていないのではないかと感じております。また、固定資産税の負担や草刈りなどの維持管理の問題から、やむを得ず土地の売却や貸付けを選択する考えについても十分に理解できるところであります。

一方で、無秩序な太陽光発電設備の増加は、今後の町の景観形成や、復興まちづくり全体にも大きな影響を及ぼす懸念があります。将来的に町へ戻り生活したいと考えている方々にとっても、景観や日照など、生活環境への不安につながりかねません。

このような状況を踏まえ、町として今後のまちづくりと太陽光発電設備設置のあり方についてどのように考えているのか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 今後のまちづくりと太陽光発電設備設置のあり方についてのおたただしですが、議員おただしのとおり、無秩序な太陽光発電設備の設置は、今後のまちづくり全体に大きな影響を及ぼす懸念があるため、令和 7 年第 4 回議会定例会に双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例を上程し、全会一致でご議決いただいたところです。本条例は、町内における太陽光発電設備と自然環境、景観、生活環境の保全、地域との調和、災害の防止を図ることを目的に、事業者に対して事前協議、近隣住民等への説明、設置届出、適正管理、廃止時の届出などの手続を定めたもの

で、太陽光発電設備の設置を一律に規制または否定したものではないとの認識です。

そのため、まちづくりの観点からは、事業者が近隣住民等への説明会を開催した際に、住民の合意形成を得ることが極めて重要であると認識しており、反対者が存在する場合は、事業者に対してより丁寧の説明することを求めるとともに、反対者に対して事業者が誠実に対応していないと判断できる場合は、設置届出を受理しない方針で運用しております。

近隣住民等への説明については、条例上、事業者が責任を持って行うべきものであり、町としては事業者から提出される説明経過、周知方法、意見への対応状況等を確認しながら、条例の趣旨に沿って適切に審査してまいります。今後は、町民の皆さんのご意見やご要望などを丁寧に受け止めながら、条例が施行されてからの事例や課題を踏まえ、必要な改善について検討してまいります。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

私も3月に開催されました太陽光発電設備設置に関する説明会について、当日に開催を知り、会場に伺いました。条例上の説明対象者に私は該当していないため発言はできませんということで、オブザーバーとしての参加であれば可能ですということです。それでもということで一応参加させていただきました。会場では、参加者が数名にとどまっております。まして条例で定められているところの100メートル以内の家屋の所有者や居住者というのは全くいなかったと感じておりました。このような参加状況の中で、近隣住民の意見が十分に把握され、また反映されているのかというような疑問を受けたところであります。特に現行の周知方法だけで十分なのか、改めて検証する必要があると感じたところであります。そこで、何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、本年1月の条例施行後、太陽光発電設備の設置に関する住民説明会は、これまで何回開催されましたかということです。

また、現時点で予定されている説明会、どの程度把握されているのか。あわせて、これまで開催された説明会について、1回当たり平均どの程度の参加人数があったのか、おおよそで結構ですので、分かれば教えていただきたいなと思います。

2点目ですが、説明会の周知方法について伺いたいと思います。現行では、おおむね100メートル以内の家屋の所有者及び居住者、または隣接する土地の所有者などが説明対象とされ、事業者がポストイングとか登記簿謄本などから住所を調べて周知を行うということになっておりますが、多くの町民が町外で生活しており、一部の地域を除いては、双葉の住所では郵便物が届いていかないという実情だと思います。そのため、事業者が土地や家屋の所有者へ十分な連絡を取ることができていない。結果として、目の前の土地に太陽光発電設備設置ができていたというような事態も今後起きてくるのではないかという懸念があります。

町の「よくある質問」という資料があるのですが、それにはおおむね10名程度が参加できるように最大限努力することとなっております。現実には参加者が非常に少ないと思っております。条例9条

の3に、事業者は説明会により行政区の理解を得るように努めるとなっていることから、事業者が区長さんに相談に伺うということもあるようですが、このような参加人数の少ない説明会の中で、区長さんとしてもどのように判断するのか非常に難しいのではないかなと。また、負担になっているのではないかなと思っております。何とかその参加人数を増やすのにはということで、個人情報の観点から、町が事業者に住所などを提供することはできないと、それは十分に理解しております。ただ、町として100メートル以内の対象者、そんなにいないと思うのです。その程度でしたらば、事業者さんから郵送物を預かって案内を出すということではできないのかなと思っております。

また、この対象範囲、条例では100メートルとなっておりますが、この100メートルというのをもう少し広げる考えはないか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

まず、再質問の1番の部分は、建設課長のほうに説明をさせます。

次の質問につきましては、まず町が住民と事業者の間に入ることは、中立性の観点から慎重に対応すべきだというふうに考えております。一方で、近隣住民への説明については、条例上、事業者が責任を持って行うべきものであり、事業者から提出される周知方法、説明経過、意見への対応状況等を確認し、説明や意見対応が不十分と認められる場合には、条例に基づき必要な指導を行ってまいります。

先ほど議員からご指摘ありました、避難をされている住民の皆さんの住所、これは個人情報保護ということで、なかなかお教えするということはちょっと厳しいだろうと。しからば町がそういったことを受けて連絡をしたらということですが、これはあくまでも事業者に求めるものでありますので、事業者が、大変な状況ではありますけれども、自分で避難をされている住民の皆さんの情報を把握して連絡するべきだというふうに考えております。

まず、参加者が少ないという点も先ほどご指摘ありました。これはもっともな話で、現実に双葉町の居住人口というのは、議員ご存じだと思いますけれども、ほとんどの方が戻ってきている状況にはないと。そういった避難先のところに連絡を取れるかという、いろいろな問題があつてなかなか連絡取りづらいという状況もあります。そういったことで、住民の皆さんの意見がしっかりと図られている状況ではないのではないかと。参加人数が少ないということが一番懸念されるということだと思います。それは当然その状況であるというのは我々も認識しておりますが、まず今回事業者の方たちから上がってきている申請に関しましては、住民票のある方たちに送って返信がないと、参加もないと。参加する方から特別な反対意見がなかったと。おおむね反対ではないので受理をしていただきたいというふうな申請の仕方が多いです。そういったことに関して、果たして本当に住民の皆さんが太陽光設置に関して理解をしているのか、また賛同しているのかということは、我々としては判断でき

かねる状況でございますから、そういったことがしっかりと、いわゆる地権者だけではなくて、近隣の住民の皆さんの意見を伺うための取組というのはしっかりとやっていただかなくてはならないというふうに戻さざるを得ないと思っています。参加は当然していただかなくてはならないのですが、そのことに関しては、今後いろいろな問題点を、どうやったら皆さんに周知徹底できるかというのも今後検討していかなくてはならない案件になってくるだろうというふうには考えております。

○議長（岩本久人君） 町長、説明参加者対応を100メートル以上に広げる考えはないのかどうかについて、答弁抜けていると思います。

○町長（伊澤史朗君） すみません。100メートル以上に広げる考えは、というふうなお話でしたけれども、そのことについてはちょっと検討させていただきたいと思っています。

○議長（岩本久人君） 宇名根良平建設課長。

○建設課長（宇名根良平君） ただいまの議員の質問に対しましてご説明させていただきます。

説明会の開催件数と1件当たりの参加人数のおおよその数というご質問でございました。説明会がこれまで開催された件数でございますが、6件でございます。1件当たりの参加者数、おおむねでございますが、2名から5名程度と把握してございます。

以上、ご説明いたします。

○議長（岩本久人君） 建設課長、説明会の内容の把握はしているのかどうかについても質問がございます。

建設課長、宇名根良平君。

○建設課長（宇名根良平君） 説明会の内容に関しましては、事業者のほうから説明会の議事録、こちらを提出いただきまして、審議してございます。

以上でございます。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） ご答弁ありがとうございます。近隣の住民の方にも通知が行っていて参加していないのであればよいのですが、それでない場合はちょっとどうなのかなと思ひまして質問させていただきました。十分にその辺も町として注視していただければなと思います。

あわせて、再々質問をあと2点ほどさせていただきたいと思っています。まず1つ目が、説明会の報告書の審査について伺いたいと思います。現状では、事業者が近隣住民への説明会を実施して、その報告書を提出し、町が内容を審査した上で受理するとなっております。これまで提出された説明会の報告書の審査において、町から事業者に対して修繕や改善、追加などを求めた事例があるのか。また、町としてどのような場合に説明が不十分であると判断しているのか。例えば参加人数が極端に少ない、あとは売電期間終了後の設備の廃棄費用の積立が義務づけられているFITとかFIPに加入しているのかいないのかで、加入していない場合とか、近隣住民からの不安や異議が出ている場合、具体的にどのような基準で審査しているのかを伺いたいと思います。

もう一点ですが、今後の土地利用について伺いたいと思います。太陽光発電設備の設置については、私有地である以上、町が完全に禁止するのは非常に厳しいというのは理解しております。ただ、駅前とか今後住宅整備が見込まれている区域、今後のまちづくりの中心となる区域に無秩序に設置が進めば、今後の復興のまちづくりに非常に影響を及ぼすと思っております。ほかの自治体では、太陽光発電設備の設置を抑制する区域というのを定め、一定の区域では設置しづらいという取組を行っているというような行政区もあるようです。双葉町においても、今後駅周辺とか、今後のまちづくりの中心となる区域に太陽光発電設備の抑制区域などというのを設定する考えはないのか、以上2点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再々質問にお答えいたします。

まず、事業者の報告書の中身につきましては、個別事情でそれぞれの対応をやってきております。

あと、1番目の質問ですけれども、現時点で条例に基づき、個別の設置計画については事前協議、住民説明、届出、維持管理等を確認しているところです。一方で、町内の土地利用や景観、防災、地域との調和の観点から、太陽光発電設備のあり方について整理すべき課題があるものと認識しております。今後条例の運用状況や町民の皆様のご意見を踏まえて、必要な改善や方向性について検討してまいります。

○議長（岩本久人君） もう一つ町長ございます。市街地設置への対応ですね。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員からご指摘あったように、町の中心地であったり、場所的に将来町の復興の取組をする計画の云々でありましたけれども、このことにつきましては、双葉町よりも先行的に避難指示解除しているところは、そういうふうな取組も行っているというのは伺っていますが、町として今後、町内全域に関しましてどういうふうに、都市の計画であったり、復興のための取組であったりするのか検討している状況でございますので、そういったことに関して随時、取組に関しましては議会に報告をしながらやっていくというふうな考えでおりますが、今の時点ではまだそういうふうなものがしっかりと形づいているというか、形が決まっているわけではございません。

いずれにしても、この駅を中心としたエリアに関しましては、将来帰還も含めたまちづくりというのは検討していくべきものでありますから、そういったものが先に太陽光が設置されてしまいますと計画がなかなか進まない状況になりますので、なるべく早い時期にそういうことをお示しできるようにやっていきたいと思っております。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） ありがとうございます。それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

教育施設整備事業の今後の方向性について。当町は「文教の町」として教育を大切にしており、現在進められている新たな教育施設整備についても、当町の未来につながる重要な事業であると考えています。その事業費について、昨年11月には約130億円と説明されていたものが、3月には約152億円

へと短期間で22億円増額されました。子供たちの教育環境の充実や災害時の避難機能の必要性を踏まえ、152億円という規模については一定の理解をしております。しかし、今後も物価や資材価格の高騰が続けば、さらなる増額も懸念されます。また、学校は単なる施設整備ではなく、双葉で学ばせたい、双葉で子育てをしたいと思える魅力づくりが重要であると考えております。そこで、次の4点について伺います。

①国の交付金を活用する事業ではあるが、物価高騰等によりさらなる増額が生じた場合、町としてどのように判断していくのか。

②開設後の運営費や維持管理費を将来的にどの程度見込んでいるのか。

③開設時に想定している児童生徒数をどの程度見込んでいるのか。また、この学校の魅力や特色をどのように発信していくのか。

④部活動の地域移行も含め、地域と連携した教育環境をどのように整えていく考えなのか、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 2、教育施設整備事業の今後の方向性について。教育施設整備事業の今後の方向性についてのおただしですが、まず物価高騰等による増額をどのように判断するかについて、資材の高騰や労務単価等の上昇などにより、今後建設費に大きな影響が生じる可能性があることは十分に認識しております。事業費の増額を検討する場合は、増額要因を十分に精査した上で、設計内容や工事手法の見直しなど、可能な限り費用の縮減に努めますが、教育環境の確保に必要な機能については、十分に維持することを前提に進めていく必要があると考えております。

町内での教育施設の設置は、子育て世代の移住・定住に直結する重要な基盤であり、将来のまちづくりを考える上でも、極めて重要な役割を担うものと考えております。子供たちの学びの場を確保することは当然ながら、災害時には地域の避難所としての役割も担う重要な施設であるため、町長部局とも十分に協議しながら整備を進めてまいりたいと思っています。

次に、施設の運営費や維持管理費については、現段階で具体的な金額をお示しできる段階にありませんが、震災前に運営していた教育関連施設の維持管理費が一つの目安になると考えております。ただし、震災前とは物価や人件費、施設の安全基準、エアコンの導入など、求められる水準が震災前とは大きく異なり、単純な比較ができないことから、できる限り精度の高い費用の推計に努めるとともに、効率的な管理手法の検討も進めてまいります。

次に、開設時に想定している児童生徒数については、各学年20名程度の施設規模を想定しておりますが、開校当時は少人数でのスタートが想定されます。具体的な人数については、今後の調査等で把握していく予定でございます。

次に、学校の魅力や特色の具体的な発信方法につきましては、本年2月に「双葉町新教育施設設立

準備室note」を開設し、学校の基本理念や方針、設置に込めた関係者の思いなどを発信しております。町の広報紙への特集記事の掲載はもちろんのこと、関係課とも連携しながら、特に子育て世代に向けて、この学校で学ばせたいと強く感じていただけるような特色ある教育カリキュラムを紹介する情報を戦略的に町内外へ発信してまいります。

次に、地域と連携した教育環境については、子供たちが将来にわたり、多様なスポーツや文化活動に親しむことができる環境を確保することは重要な課題であると認識しております。しかしながら、本町においては、受け皿となる民間スポーツクラブや文化団体などの外部リソースが限られており、地域と連携した教育環境を整備するためには、多くの課題があります。

教育委員会といたしましては、形式的な地域移行を急ぐのではなく、本町の特性に見合った体制づくりを進めることが肝要であり、単に学校から地域へ活動を移すものではなく、町全体の教育力を再生し、新たなコミュニティを形づくる大きな転換期であると捉えております。今後とも、保護者の皆さんや指導者となる地域の皆さんの声を聞かせていただき、子供たちが笑顔で生き生きと活動できる教育環境の実現に向け、検討を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まずは、施設管理と地域の開放についてですけれども、この施設は子供たちの学びの場であると同時に、体育館とか図書館、家庭科教室など、こちらも地域の皆さんに利用していただくというふうに説明もされております。地域に開かれた学校というのは非常に大切だと思っておりますが、一方で、児童生徒の安全確保や授業への影響を考えると、利用できる時間帯、利用範囲、夜間や休日の管理体制を開校前からある程度明確にしておく必要があるのではないかと考えますが、現時点でどの程度で考えているのか、現時点で結構ですので、お願いできればと思います。

また、清掃、設備の管理、体育館や校庭の管理、夜間や休日の施設の管理などについて、教育活動と切り離れた部分で、民間の委託などを検討しているのかどうかというのを伺いたいと思います。

2つ目ですが、開校時の児童生徒数の想定について、先ほどまだはっきりとした数字が出ていないと。1学年20名程度を見込んでいらっしゃるということですが、既にある程度の人数がもう検討できていないと、教員の体制とかスクールバスとかを考える意味でもちょっと難しいのではないかなと思っているのです。現時点で開校時に何人から何人程度だというのが、もう想定幅でも結構ですので、分かればお教えいただければと思います。

3点目です。町外からの児童生徒を呼び込むための支援策についてですけれども、町外から子供たちを呼び込むためには、施設が立派であることはもちろんですが、双葉で学ばせたい、双葉で子育てをしたいと思っていただくことが大切だと思っています。教育内容はもちろんですが、通学の方法、保護者への支援、放課後の居場所づくりなどが非常に大切ななと思っています。特に双葉町近郊では学習塾などが少ないということを考えると、放課後の学習支援、またスポーツクラブ、

文化活動など、子供たちの、学校の勉強以外、学校の授業時間以外の時間の過ごし方ということも大切ななと思っています。その辺を町としてどのような支援策を考えているのか、現時点で分かっているのかを教えてください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、渡部議員の再質問についてお答えいたします。4点というふうに捉えたのですが、よろしいでしょうか。

一番最初は、安全確保の部分かなというふうに捉えたのですが、今基本設計から実施設計に進めているところでありますが、校内、施設内全部、セキュリティの部分、それは設計者と十分に詰めております。ここまでは児童生徒だけの範囲と、ここまでは地域住民または町民の方も入っても、同じ時間帯でも大丈夫だというようなセキュリティもきちっとしておりますし、その辺はまだこれから精査するところはあると思いますが、そういう安全確保、あと、今懸念されている動物関係ですよ。そういったものも含めて協議して進めておりますので、またそれが具体化したら、議会としてまた説明させていただきたいと思っております。

2つ目は、民間の委託、これもそのとおりで、議員ご指摘のとおり、これからまだまだいろいろな意味で経費がかかる状況が出てくるかと思ひますし、いざ令和10年4月に開校して、これから学校教育を進めていく上で、いろいろなところに経費がかかると思ひますから、できるだけ民間の委託、そういったものを使っていきながら経費を抑えていくような手法ということで考えて、今協議しているところでございます。

あと3つ目が、開校時期の児童生徒数ということですが、実は議員もご存じのように、ゼロ歳から15歳までということで、認定こども園プラス義務教育学校ということで考えておりますので、まだこのゼロ歳からというところはまだちょっと何とも今申し上げることはできませんけれども、義務教育に関しては、小学校、中学校、今仮設校舎で、いわきで今年で13年目になりますけれども、今18名おります。その中で、双葉町で新しい学校に通いたいというような思ひは、子供たちがしているところも聞いておりますので、ぜひこれから保護者のほうと、あと子供たちの意向をきちっととりまとめながら進めてまいりたいと思ひますし、あとは双葉町民、双葉町に今住んでいる児童生徒が今10名ほどいます。隣の町に今区域外就学しておりますので、それも考えれば、ちょっと数字で具体的に今この場では何名とは言えませんが、きちっと我々把握しながら、それに対してのカリキュラム、それを今構築しようと思ひて、ソフト面を進めているところでございます。

4つ目も、今ちょっと申しましたけれども、カリキュラムで、幼稚園生から、幼児教育からの英語教育をベースにして、そして義務教育学校9年間、それを通して進めていきたいなど。世界に羽ばたくような双葉の子供たちということで考えておりますが、そういったことも含め、もっともっと具体的なカリキュラムはもちろん必要になりますので、その辺は先行して、文科省のほうにカリキュ

ラムの申請をして、令和9年度には、ちょっと一部でありますけれども、そのカリキュラムを今の仮設校舎にいる子供たちにも体験というか、そういったカリキュラムで授業ができないかなということ、を今模索して、文科省と今協議しているところでございます。

そういったことも含めて、いろいろなカリキュラムの魅力発信を、先ほどもnoteということで私お話ししたと思いますが、そういうことも進めさせていただいて、戦略的になんていう言葉を私も出しましたけれども、もう待っているだけではいけないので、こちらからどんどんそういった発信をしながら、児童生徒、保護者の皆さんを、この双葉町に呼び込んでいきたいなと、そんなふうに思います。

あと最後、ご指摘の放課後児童クラブ、これは双葉郡8町村の教育長の中でも本当に話があって、今大変先進的に進めているのが富岡町でありますし、あと川内村もそうです。あと檜葉町もそうですし、そういった先進的な事例を、我々もいいところを取りながら、本当に保護者の意向としては、学校がすごくよくなったけれども、やっぱり放課後の時間、そのときにも預かってもらえないかという、やっぱり要望が大変多いということで、教育長会でも把握しておりますので、ぜひ我が双葉町でもそういった取組はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） ありがとうございます。この事業、子供たちのためという大義名分で進められている事業でございます。その一方で、将来の世代に過度な負担を残すことのないよう、本当に町の未来につながるよう、事業の妥当性、開設後の維持管理、施設の活用方法なども含めてしっかりと見極めながら進めていただきたいということを求めて、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） 通告順位2番、議席番号4番、伊藤哲雄君の一般質問を許可いたします。

4番、伊藤哲雄君。

（4番 伊藤哲雄君登壇）

○4番（伊藤哲雄君） お疲れさまです。通告順位2番、議席番号4番、伊藤哲雄。ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

1、持続可能な公共下水道事業の運営及び公共インフラの維持管理と安全対策について。当町においては、震災・原発事故からの復興を進める中で、帰還・移住・定住を促進し、将来にわたり安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを実現するため、上下水道、道路、橋梁、河川など公共インフラの計画的な整備と適切な維持管理が重要であります。

特に公共下水道事業については、施設や管路の維持管理費や更新費用が継続して必要となる一方、現在、産業団地では、合併浄化槽による処理が行われている状況にあり、公共下水道の利用見込みや使用料収入、受益者負担金制度を含めた将来的な事業運営の方向性を明確にしていく必要があります。

また、全国的には道路陥没や豪雨災害、管理者不明橋梁等の課題も生じており、安全対策と防災・減災の強化が求められております。そこで、次の3点について伺います。

①公共下水道事業について、利用実態を踏まえ、持続可能な事業運営をどのように考えているのか。

②公共下水道、道路、橋梁及び河川等の維持管理・点検状況と、事故防止を含めた安全対策をどのように進めていくのか。

③町内における管理者不明の橋梁等の有無及び調査状況はどうなっているのか。また、災害時を含めた今後の維持管理及び防災・減災対策についてどのように取り組むのかをお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 伊藤哲雄議員の質問にお答えいたします。

持続可能な公共下水道事業の運営及び公共インフラの維持管理と安全対策についてのおたただしですが、まず公共下水道事業の持続可能な運営についてですが、前提といたしまして、中野地区復興産業拠点については、双葉水処理センターの整備時期と技術的な課題などを総合的に勘案し、合併浄化槽による整備を進めたところであります。

また、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域については、下水道から浄化槽に切り替えた場合、不要となる下水道管は全て撤去する義務が生じ、その費用は下水道管の復旧費用と同等になると試算しております。その上で、復旧工事に係る国庫補助の割合や普通交付税の措置状況、浄化槽導入のコスト、町内における浄化槽設置事業者の有無、下水道区域から除外することによる地価の低下、さらには解除時期の違いによる不公平感などの町民感情への配慮や帰還される方の利便性など、様々な視点から検討を重ね、既設下水道については復旧する方針に至ったものです。その上で、今後のまちづくりの進展を踏まえた公共下水道事業のあり方について精査を進めてまいります。

次に、インフラ施設の維持管理・点検状況と安全対策については、道路パトロールや町民の皆さんからの情報提供などを踏まえて、インフラ施設の現況を把握しております。その上で、限られた町内の資源を活用し、長期的な視点から持続可能な町政を目指すため、本町の公共施設等の管理に関する基本的な方針となる「双葉町公共施設等総合管理計画」を令和6年3月に策定しました。本計画に基づき、公共施設等の適切な維持管理、更新等を計画的に進めることで、事故防止や安全対策、防災・減災対策を強化してまいります。

次に、管理者不明の橋梁等の調査状況や維持管理、防災・減災対策については、令和6年度に福島県が管理する河川における管理者不明橋梁等についての調査が避難指示解除区域において実施され、羽鳥地内の戎川に架かる3橋梁が確認されており、今後は河川管理者により対策が講じられると認識しております。

なお、帰還困難区域内の河川における調査は未実施であり、実態が把握できておりません。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4 番（伊藤哲雄君） ご答弁ありがとうございます。

○議長（岩本久人君）

（「休議してください」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 1 時 5 9 分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（岩本久人君） 4 番、伊藤哲雄君。

○4 番（伊藤哲雄君） ただいまの再質問を取消しいたします。

改めまして、質問させて……

○議長（岩本久人君） ちょっと発言を止めてください。

ただいま伊藤哲雄君から再質問の部分について発言を取り消したいという申出がございました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、伊藤哲雄君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長（岩本久人君） 4 番、伊藤哲雄君。

○4 番（伊藤哲雄君） 改めまして、再質問をさせていただきます。

現在の中野地区の合併浄化槽の接続は、将来公共下水道としてつなげることを考えているのでしょうか。その辺の質問の答弁をお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

中野地区に関しましては、合併浄化槽ということで今対応しております。今、議員からの質問は、将来合併浄化槽から下水道に変更することを考えているのかというふうなおたしだと思えます。今現時点では、合併浄化槽の対応でやっていく、そのように考えております。

○議長（岩本久人君） 4 番、伊藤哲雄君。

○4 番（伊藤哲雄君）

（「休議」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 0 2 分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（岩本久人君） 4 番、伊藤哲雄君。

○4 番（伊藤哲雄君） ただいまの再質問を取消しいたします。

○議長（岩本久人君） 再質問ではない。

（何事か言う人あり）

○議長（岩本久人君） ただいまの発言でいいのですよ、発言で。

4 番、伊藤哲雄君。どうぞ、発言をお願いいたします。

○4 番（伊藤哲雄君） 最後の発言を取消しいたします。

続きまして……

○議長（岩本久人君） 着座してください。

ただいま伊藤哲雄君から発言の取消しの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、伊藤哲雄君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） 2、防災の核となる教育施設整備と「そなえる学校」の実現について。先日の震度5強を観測した青森県沖の地震では、多くの住民が避難する事態となりました。また、福島県復興祈念公園の開園式中止など、災害が地域に与える影響の大きさが改めて示されました。

当町では、2028年開校予定の教育施設の基本計画が示され、本施設が有事の際の防災の核となることが期待されています。また、目指す学校像の一つである「そなえる学校」を実現するためには、施設整備だけでなく、子供たちが防災について主体的に学び、地域とともに災害に備える防災教育の充実が重要であると考えます。そこで、次の2点について伺います。

①本施設を防災拠点として活用する考えはあるのか。また、活用する場合はどのような機能を構築するのか。

②「そなえる学校」を実現するため、子供たちが実践的に学べる防災学習の構築及び地域や関係機関と連携した防災教育の充実について、どのように取り組んでいく考えか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、防災の核となる教育施設整備と「そなえる学校」の実現について。2028年開校予定の教育施設を防災拠点として活用する考えがあるかについてのおたただしですが、現在災害が発生した際には、役場庁舎内に災害対策本部などの本部機能を設置するとともに、一時滞在施設として役場会議室を開放して対応しているところであります。新しい教育施設につきましては、指定避難所として整備する方針であり、双葉町新学校施設整備基本計画などを踏まえ、避難所機能や備蓄倉庫などの整備を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 「そなえる学校」を実現するため、防災教育の充実について、どのように取り組んでいく考えかとのおたただしですが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の複合災害を経験した本町において、子供たちの「自ら命を守り抜く力」を育むことは、学校教育における最重要課題の一つであると強く認識しております。

議員ご指摘の「そなえる学校」の実現に向け、「実践的な防災学習の構築」と「地域や関係機関と連携した防災教育の充実」、この2つを柱にした教育を展開する想定でございます。

まず、「実践的な防災学習の構築」については、従来の事実や知識のみを伝える学習にとどまらず、子供たちが自ら考え、判断し、行動できる「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた防災教育を実践してまいります。地域の災害リスクを可視化した防災ハザードマップを授業で活用し、登下校中や

放課後など、様々な場面を想定したワークショップ型の授業を実践します。また、ＩＣＴ端末を活用したデジタル防災マップの作成などを通じて、子供たち一人一人が自分事として危機管理意識を高められる探求型の防災学習等を推進してまいります。

次に、「地域や関係機関と連携した防災教育の充実」については、災害時において、学校、家庭、そして地域が一体となることが不可欠であります。地域の消防団、町担当課の職員など、専門家や震災を経験した地域住民等を外部講師として招いた特別授業を積極的に組み込んでまいります。

「そなえる学校」の実現とは、ハード面の安全管理はもちろんのこと、ソフト面において、子供たち、教職員、そして地域住民が一体となって、防災を文化として根付かせることにほかなりません。今後とも、関係機関との緊密な連携のもと、子供たちの主体性を尊重しながら、未曾有の複合災害の経験を生かした防災教育の充実に取り組んでまいります。

○議長（岩本久人君） ４番、伊藤哲雄君。

○４番（伊藤哲雄君） 町長、教育長、ご答弁ありがとうございます。

①の本施設の防災拠点とは、町長のほうから指定施設を校外に設けるという話をされていました。

○議長（岩本久人君） 伊藤議員、マイクを近づけてください。

○４番（伊藤哲雄君） 教育長のほうからも、「そなえる学校」ということで、防災学習施設、備える疑似体験施設というような、そういう施設を今後計画しているという話でございますので、ぜひ拠点外、拠点内、新しい学校のあり方に対して進めてもらいたいなと思っております。

続きまして、３つ目のほうに進めさせていただきます。３、商業施設開業に伴う交通安全対策について。先般オープンした３店舗が入る商業施設の周辺は、駅前通り、前田川河川敷、国道６号に近接しており、今後、食事の時間帯を中心に車両や人の往来の増加が見込まれます。

一方、国道６号には、地下道が整備されているものの、近道をする歩行者の国道６号横断が懸念されます。また、近隣の町道新山鴻草線と県道井手長塚線の交差点付近については、通行止め解除後、交通量や人の流れの変化により、新たな交通安全上の課題が生じることも懸念されます。重大事故を未然に防ぐため、利用者への注意喚起や安全対策の強化が必要であると感じています。そこで、次の４点について伺います。

①商業施設開業後の交通量増加に対してどう認識し、どのような対策を講じているのか。

②国道６号の横断防止に向けた看板設置や注意喚起など、どのような安全対策を講じているのか。

③地下道利用徹底に向けた周知・啓発について、どのように取り組まれているのか。

④町道新山鴻草線と県道井手長塚線交差点付近の通行再開後を見据え、どのように安全対策を講じていくのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 商業施設開業に伴う交通安全対策についてのおたただしですが、まず商業施設

開業後の交通量増加への対策についてですが、議員おただしの交通量増加は、どのような情報を用いて把握されているか認識できませんが、町道管理者である建設課や交通安全担当課である住民生活課、さらには国道6号の道路管理者である磐城国道事務所、道路交通法を所管する双葉警察署、交通安全啓発団体である浪江地区交通安全協会双葉支部などの関係機関と連携を図りながら、交通安全の確保に努めてまいります。

次に、国道6号の横断防止に向けた安全対策と地下道利用に向けた周知・啓発についてですが、国道6号の安全対策については、道路管理者において実施されるものと認識しております。そのため、国道6号の道路管理者である磐城国道事務所や、道路交通法を所管する双葉警察署などの関係機関と連携を図ってまいります。

次に、町道新山鴻草線と県道井手長塚線交差点付近の安全対策についてですが、令和8年6月10日に通行が再開される予定であり、町としては、交通ルールを遵守していただくことが最も重要と考えております。現在は、県道が優先道路となっており、町道を通行する車両等には、交通安全の確保のため、交差点へ進入する前に一時停止することが求められております。町としては、公安委員会と連携し、交差点での停止線や「止まれ」の道路標識と路面標示により、交通ルールの周知を努めているところですが、必要に応じて追加の措置を講じるなど、より安心安全な交通を確保してまいります。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ご答弁ありがとうございます。今後、居住人口がますます増えると思いますので、注意喚起が大変重要になると思います。もともとの町民の方は交通状況が分かると思いますが、新たに来られている町民の方は、その辺が把握できていない状況にありますので、今後特に注意喚起していただければと思います。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、4番目の世界情勢や物価高騰が町の復興事業へ与える影響と今後の対応について。昨今の国際情勢や原油価格、資材価格の高騰により、全国的に建設単価や人件費の上昇が続いています。当町においては、特定帰還居住区域及び将来的に帰還困難区域全域の解体、除染、学校再開、生活インフラ整備など、今後も大規模な復興事業が予定されています。

特に2020年代の特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組を着実に進めていくためには、世界的な物価高騰の影響を最小限に抑え、復興を停滞させない対応が重要と考えます。そこで、次の3点について伺います。

①世界的な物価高騰や資材価格上昇が当町の復興事業へ与える影響をどのように分析しているか。

②上記①の影響を踏まえ、学校整備、解体、除染、インフラ整備などの事業を今後どのように継続、推進していく考えか。

③復興を着実に進めるため、国に対してどのような財政支援や支援策を求めていく考えかお伺いします。お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 世界情勢や物価高騰が町の復興事業へ与える影響と今後の対応についてのおただしですが、まず世界的な物価高騰や資材価格の上昇が復興事業に与える影響についてですが、昨今の中東情勢は、これまで私たちが経験したことをはるかに超え、既に入札不調が生じるなど、復興事業への影響が確認されております。そのため、国や県との情報共有はもちろんのこと、町が発注する工事を受注した事業者と、建築資材の供給状況はもとより、資材の価格動向や受注停止状況などの情報収集に努めているところであります。

次に、インフラ整備などを今後どのように継続、推進していくかについてですが、中東情勢による急激な建設資材の高騰などを踏まえ、双葉町工事請負契約約款の規定に基づき、いわゆる物価スライド条項を適切に運用することで、請負代金の変更なども想定しながら復興事業を進めてまいります。

次に、国に対してどのような財政支援や支援策を求めるかについてですが、議員ご指摘のとおり、復興を停滞させない対応が重要であることから、国に対しては、物価高騰や人件費上昇による事業費の増加により、復興事業が停滞しないように、地域の実情を踏まえた支援を行うことはもとより、交付金等の年度途中の増額や予算単年度主義にとらわれない柔軟な制度運用などを要望しているところであります。

○議長(岩本久人君) 4番、伊藤哲雄君。

○4番(伊藤哲雄君) ご答弁ありがとうございます。まさに現状の国際情勢により、物価高騰が足かせになっていると思われます。ぜひとも我々双葉町としても、震災・原発事故の影響が多分にある町ですので、国に全てを託して、双葉町の再生を切に願ひまして、また町長におかれましては、双葉町の最大なる復興の妨げにならないように支援いただければと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。本日はご苦労さまでした。

○議長(岩本久人君) 暫時休議いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号7番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

7番、高萩文孝君。

(7番 高萩文孝君登壇)

○7番(高萩文孝君) 議席番号7番、通告順位3番、高萩文孝。今ほど議長より一般質問の許可を受けましたので、通告書にのっとり質問させていただきます。

1点目、双葉町における感染症対策について。(1) 今般のエボラ出血熱に関する世界保健機関(WHO)の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言や、国外航行中のクルーズ船における

ハンタウイルス感染症事例など新たな感染症が発生しています。これらの感染症対策について、2020年3月に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下での経験に基づいて、町としてはどのような対策を講じているか伺います。

(2) 令和7年第2回議会定例会において、私からの質問に対し、町長は、「今我々勉強不足といえますか、このワクチンとか、ウイルスの感染症に対しての知識があまり豊富ではないというのは自覚しておりますので、そういったものもまず勉強しながら、議員の今お話のあったことについてしっかりと説明を聞きながら取り組んでいきたいと思えます」という答弁をいただきました。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条及び第4条に鑑みて、町長、町職員、議会議員が町民の手本となるべく、そしてまた皆が正しい知識を共有することが肝要と私は考えています。

そのため、「感染症と人権についての勉強会」を感染症の権威、徳島大学名誉教授の大橋眞先生、ハンセン病問題啓発講師の望月先生、昭和薬科大学、長南教授等の専門家を招き、本年8月に開催する予定であり、この勉強会への参加を町民の皆様及び近隣の自治体の議員の方々や全国有志議員の会の地方議員の方々にも声かけをしているところです。町長、町職員の皆様も、正しい知識を共有するために参加されてはいかがと思いますが、町では感染症対策の正しい知識をどのように勉強し、どのように普及させていくのかお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

双葉町における感染症対策についてのおただしですが、新たな感染症への対策については、議員ご指摘のとおり、新興感染症等の発生を予知することは困難であり、平時から感染症危機に備えて体制を整えることが重要であると認識しております。一方で、感染症対策については、双葉町だけの問題ではなく、全国の地方自治体で同様の対策が必要となります。

そのため国は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定し、令和7年3月には福島県新型インフルエンザ等対策行動計画が変更されました。同様に、市町村行動計画においても国や県の行動計画との整合性を図る必要があるため、過去の経験を踏まえながら、双葉町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更を進めてきたところです。今後とも国や県の動向を注視しつつ、関係機関と連携を図りながら、適切な感染症対策を講じてまいります。

次に、感染症対策における知識と普及については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第3項において、国は地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならないと規定されているため、国だけではなく、県とも連携を図りながら、感染症に関する知識を深めていくものと認識しております。そのため、国や県が主催する感染症に関する研修会や説明会への参加のほか、通知やガイドライン等によ

る情報共有を通じて、職員の知識向上に努めるとともに、令和８年度から新たに感染管理認定看護師の資格を取得している職員を採用するなど、町独自の取組も始めているところです。

○議長（岩本久人君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　６年前に始まって、いまだ解決されていない新型コロナウイルス感染症では、国や県の指示のもとに行った感染症対策の結果、様々な弊害が起きました。例えば感染症患者に対する偏見や差別、経済の停滞、地域コミュニティの崩壊、医療危機、そして人類初の治験であったmRNAコロナワクチンでは、リスクとベネフィットを調べて、個人で判断するように、当町を含めた各自治体が広報に力を尽くしても、国民はあたかも強制であったかと誤解し、多くの人々が治験であったことすら知らないままワクチンを接種しました。その結果、多くの人々が甚大なる副反応に苦しんだり、因果関係は不明とされるワクチンの接種後の死亡者が多数出てしまったりと大変な問題へと発展しています。この苦い経験を踏まえて、東日本大震災同様に、町民に対して、備えあれば憂いなしのきめ細かな対応をする必要があると思いますが、町長として具体的にどんな対策を考えていらっしゃるのか伺います。

もう一つですが、先ほど通告にもちょっと書いてありますけれども、私は何度か本会議でも取り上げさせていただいていますが、「今我々勉強不足といいますか、このワクチンとか、ウイルスの感染症に対しての知識があまり豊富ではないというのは自覚しておりますので、そういったものもまず勉強しながら、議員の今お話のあったことについてしっかりと説明を聞きながら取り組んでいきたいと思います」との言葉を町長よりじかにいただいております。議事録にもしっかりと記載されております。

さらには、医療関係者としてのご経歴を持つ町長にも、我々と一緒になって勉強して、正しい情報を共有していただき、町民の手本となるよう、ぜひともこの機会に参加されてはいかがと思いますが、通告にも書いてありますが、参加する気はないのですか。職員の皆さんとか、そういう方が参加できるように取り計らう考えはないのかお伺いします。

○議長（岩本久人君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　高萩議員の再質問にお答えします。

ワクチン接種についてどのように対策、対応を考えているのかということですが、ワクチン接種については、予防接種法に関することであり、町がワクチン接種の是非などについて議論する立場にならないため、答弁は控えさせていただきたいと思います。

また、勉強会の参加についてですが、町は感染症に関する正しい知識の定義などについて議論する立場にならないため、議員ご提案の勉強会への参加可否については、答弁は控えさせていただきます。

なお、人権については、当然ながら基本的人権を尊重するものと認識しております。

○議長（岩本久人君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　すみません。ワクチンの是非は私は言っていないのですけれども、どうして

そういう答弁が来るのか。私、ワクチンの是非は言っていないのですけれども、この前の一般質問のときにもありましたが、私ワクチンの是非とは言っていないのですけれども。感染症の話をしているのと、今のも今回の一般質問でもワクチンの是非という話はしていないので、何でそういう答弁が来るのかちょっと理解できないのが1点。

あと勉強会のほうは、何度も申し上げますが、せっかくのいい機会なので、例えば町長が出られなくても町の職員の方が出るとか、そういうことを考えられないのか、これ再々質問になってしまうのですけれども、最後なので、だからまず1点は、ワクチンの是非は私は言っていないので、その部分はちょっと削除するなり、答弁はちょっと削除してほしいのですけれども。私ワクチンの是非とかという表現は一切今までもしていないので、そこは削除していただきたいと思うのと、いい機会なので、また答弁は差し控えるでは、ちょっとどういう理由かもよく分からないのと、ぜひともいい機会だから出席していただきたい。役場の方、誰か出てもらうとか、別に自ら勉強不足っておっしゃっていたので、勉強する機会をこちら側というか、私ではないのですけれども、そちら側の方たちがやっていたので、別に勉強されたらいいのではないかなと思うのですけれども、勉強不足なのに参加しないというのは何か大変残念に思うのですが、その辺お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まず、職員の出欠に関しまして、これは町でそういった勉強会に関して、是非を職員に言っているわけではありませんし、職員個人としての判断としてそれをやっていただくということだと思います。

さらには、ワクチンの接種に関して云々というふうな話が議員のほうからありましたが、議員の質問の中でそういったようなワクチン接種、さらには副反応というふうな話もありまして、そういったような答弁になりました。

さらに、この勉強会につきましては、国や県が主催する感染症に関する研修会や説明会への参加のほか、通知やガイドライン等による情報共有を通じて、職員の知識向上に努めるとともに、令和8年度から、新たに感染管理認定看護師、先ほどの答弁の中でも申し上げておりますが、そういった資格を取得している職員を採用するなど、町独自として独自の取組もやっております。

○議長（岩本久人君） 町長、ワクチンに関しては、再々質問のほうでは高萩議員は聞いていないというふうには思うのですが、勉強会に関して。

休議いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時04分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

先ほどの高萩議員の再々質問の中で、町長に申し上げたいと思うのですが、町独自の対策をどのよ

うに図っていくのかという意味での趣旨の質問だったと思うのですが、そのことに関して答弁をお願いしたいというふうに思います。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁しておりますが、国や県が主催する感染症に関する研修会や説明会への参加のほか、通知やガイドライン等による情報共有を通じまして、職員の知識向上に努めるとともに、令和8年度から新たに感染管理認定看護師の資格を取得している職員を採用するなど、町独自の取組も始めているところであります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） ちょっと最後まで、勉強不足と言っておきながら、何か勉強会には参加されないというのは、本当にせつかくのいい機会なので、ぜひとも参加していただきたいかったのですが、大変残念に思います。

続きまして、2番の新型コロナワクチンの健康被害について。新型コロナワクチン被害の実例を例に挙げますが、静岡県浜松市が公開した情報によりますと、1回目接種のロット番号E T3674、2回目接種のロット番号E Y2173、この順番で受けた75歳以上の方、70名全員がお亡くなりになっています。このことは、以前の一般質問の中でもお伝えしましたが、その後の調査では、さらに被害が拡大し、75名中75名、全員死亡しているという衝撃の事実が明らかになりました。

また、令和8年5月19日開催の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会）審議結果にもあるとおり、その被害は、申請された数だけを見ても、拡大の一途をたどっています。

令和8年第1回議会定例会の際に、双葉町における新型コロナワクチン健康被害救済制度への申請が1名いらっしゃる旨の答弁をいただきましたが、今後町民においても健康被害が拡大するおそれがあります。

そこでお尋ねします。町民が接種した全てのワクチンのロット番号等の情報は、自治体において詳細に記録、管理、調査がなされていなくてはなりません。当町ではどのように記録、管理、調査がなされているのか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 新型コロナワクチンの健康被害についてのおたただしですが、予防接種法施行規則第4条に基づき、システム等により適切に記録、管理をしております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 再質問ですが、適切に記録、管理されているということですので、この辺の担当部署はどちらでそういう細かい管理をされているのかと、個人情報とかもあると思うのですが、私どもがどのくらいそういうのを見られるかも含めて再質問させていただきます。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 健康福祉課長、志賀寿三君。

○健康福祉課長（志賀寿三君） ただいまの高萩議員の再質問についてご説明いたします。

ワクチン接種のデータの管理につきましては、健康福祉課で管理しております。なお、情報の開示につきましては、双葉町情報公開条例に基づき判断してまいります。

以上です。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、情報公開条例に基づいて対応していきたいと考えております。

続きまして、3番目の復興まちづくり計画（第三次）について。（1）令和8年第1回議会定例会における私の一般質問に対する町長答弁の復興まちづくり計画（第三次）の課題について、その後具体的にどのように対応しているのか伺います。

①避難所の確保では、学校施設が避難所として活用できるまで、近隣自治体と避難者の相互受け入れ体制について協議をしていくと答弁いただきましたが、具体的な協議内容を伺います。

②避難指示解除区域の営農再開に向けて、帰還困難区域のため池や農業用水利施設の除染が不可欠であり、特定帰還居住区域を含めた営農再開など国と調整し、農業の復興に向けた取組を加速させると答弁いただきましたが、具体的な調整内容を伺います。

③介護施設等に従事する人員の確保について、近隣自治体と広域的な検討を進めると答弁いただきましたが、具体的な検討内容を伺います。また、避難先自治体と連携した介護・福祉サービスの確保など、福祉・介護体制の構築に努めると答弁いただきましたが、具体的な構築内容を伺います。

（2）復興まちづくり計画（第三次）では、段階的にぎわい展開イメージのStep2（3～4年後駅周辺の面的な賑わいづくり）で、居住人口を町全体で1,200人から1,500人程度と考えていたようですが、令和8年5月1日時点で243人と計画より1,000人も少なかった原因は何なのか、またそのことに対する対策を伺います。

（3）令和8年第1回議会定例会における私の一般質問に対する教育長答弁の復興まちづくり計画（第三次）の課題について、その後具体的にどのように対応しているか伺います。

①現在の町立学校に在籍する児童生徒の今後についての課題への取組状況について伺います。

②避難生活の長期化による経済的負担や地域とのつながりが希薄化している状況で、保護者が安心して子育てできるような子育て支援策についての関係各課との連携検討内容を伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 復興まちづくり計画（第三次）の課題に対する具体的な対応についてのおた

だしですが、まず避難者の相互受け入れ体制についての具体的な協議内容についてですが、令和7年10月に近隣自治体と事務担当者による津波警報発表に伴う対応の検証と意見交換を行った際に、避難者の相互受け入れ体制の構築に向けた協議をお願いしたところです。また、県に対しても、津波などの災害リスクがある双葉地方における相互受け入れ体制の構築に向けた助言などを、県主催の防災関連会議の場など、機会を捉えて求めているところです。現時点では、近隣自治体や県から明確な回答はありませんが、引き続き相互受け入れ体制の構築に向けて尽力してまいります。

次に、避難指示解除区域の営農再開に向けた具体的な調整内容についてですが、当町における営農再開面積は、令和7年度末時点で7ヘクタールを超え、営農再開率はようやく1%に達したところであり、営農再開面積をさらに拡大し、営農を継続していくためにも、農業用水の確保は必要不可欠であると認識しております。そのため、先月20日に原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の会長として、岩本議長とともに復興庁や農林水産省などに対して、ため池・水路等の農業用水利施設の除染・復旧を国が主体となって着実に進めるよう要望し、牧野復興大臣からは、可能な限り柔軟な対応をするため、各自治体と調整を進めたいとの回答をいただいたところであります。現在、ため池の除染作業は、中間貯蔵施設内に存在するものを除く65カ所のうち2カ所の完了にとどまることから、除染作業の加速化とともに、避難指示解除区域及び特定帰還居住区域内の農業用水の確保に向けて国との調整を続けているところです。

次に、介護施設等に従事する人員の確保についてですが、少子化による労働力人口の減少や他業種と比較した場合の給与面の課題、さらには身体的・精神的負担が大きいという職業イメージが人員不足の要因とされております。そのため、近隣自治体も同様の課題を抱えていることから、広域的な議論が進むように双葉地方町村会との課題の共有を進めてまいります。

次に、居住人口が少ない原因と対策についてですが、議員おただしのとおり、復興まちづくり計画（第三次）では、避難指示解除後、段階的に居住人口の増加と駅周辺のにぎわいづくりを進めていく考え方のもと、解除から3から4年後に、町全体の居住人口を1,200人から1,500人程度を見据えておりましたが、実際の居住人口との間に開きが生じております。その要因としては、原子力災害に伴う避難の長期化により、多くの町民の方々が避難先で住まいや仕事などの生活基盤を築かれ、町内への帰還を決断しにくい状況が生じていることに加え、家屋の解体等が進み、活用可能な住宅ストックが限られていること、さらには建築資材価格や労務費の上昇などを背景として、新たな住宅供給が十分に進まなかったことが大きいものと認識しております。

そのため、全86戸の駅西住宅の整備や帰還される方を対象とした住宅再建支援策のほか、民間賃貸住宅の新築を促進する補助制度を創設し、民間事業者による住宅整備を後押ししているところであります。加えて、駅西地区西エリアにおいては、大和ハウス工業株式会社が家族向けを含めた100世帯分の賃貸住宅を整備する予定であり、民間活力を活用した住宅供給や公営住宅の追加整備の事業化を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） まず、町立学校に在籍する児童生徒への対応についてですが、今後の就学先については、各ご家庭で一定程度ご判断いただいております、現時点では、保護者からの個別相談等はありません。今後は、新たな就学先の学校環境や学習環境、生活の変化に伴う不安をできる限り軽減し、安心して移行できるよう、児童生徒、保護者に対する情報提供やスクールカウンセラーと連携したきめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、子育て支援策について関係各課との連携検討についてですが、現在実施している各種支援制度を踏まえ、町の実情に合った支援策の検討を始めております。また、双葉町復興まちづくり計画（第四次）においてもしっかりと反映してまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 再質問、町長には、なかなか①の明確な回答がないという答弁を、避難所の関係で、それと③のほうは、なかなか少子化の、労働力の低下とか、そういうので課題があるというお話ありました。第三次計画は今年度で終わりなので、残り9カ月を切っておりますので、第四次の計画は次のステップでいいのですけれども、やっぱりその辺について、スピード感を持って対応していただければよろしいかと思えます。

あと、ため池の件とかは、十分政府にお願いするとかという話があったのですが、そこも引き続きスピード感を持ってやっていただきたいと思いますので、答弁をよろしくをお願いします。

あと（2）のほうですが、こちらはいろいろ今説明していただいたので、それなりに検討なさっていて原因とかも答弁いただきましたので、その辺はいいかなと思えますので、ここはいいです。

（3）の教育長なのですが、先ほど最後の②のほうかな、検討しているって、具体的にどんな検討をしているのか、ちょっと再質問をお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、（3）復興まちづくり計画（第三次）についての中の①避難所の確保、また近隣自治体との避難者の相互受け入れ体制について、具体的な協議内容の再質問、さらには③の介護施設等に従事する人員の確保の再質問、そして農地のため池の除染、そういったことに関しての再質問だというふうにお伺いしましたので、答えさせていただきます。

まず、避難所の確保につきましては、町のそういうふうな計画の中でうたっておりますし、問題は近隣自治体との避難所の相互受け入れ体制、こちらが今ようやく協議が始まっている状況であります、さらにそれを加速しまして、状況、具体的な問題についてしっかりと協議をしながら進めていきたいと思っております。

3番の介護施設等に従事する人員の確保、これは議員も認識しておられると思いますが、まず働い

ている人たちの待遇の面、これが大きく関わっていると思っています。当町でもそういった施設が、いわき市の中で仮設で再開をしております。そういった部分で一番問題なのは、やっぱり待遇、その部分を改善しなくては、なかなかそういった人材というのは来ていただけないというのもあります。

ただし、そういったような競合してしまう、いわゆる待遇改善をよくしてしまうと、他の自治体の、いわゆる介護職員、決まった牌の中で動いているわけですから、その取り合いになってしまう可能性があります。自分のところの自治体だけがそういうふうな改善できるのでいいのかということになると、全体的にレベルアップをしていかななくては意味がないことですので、待遇改善はもちろんですけれども、介護に関わる職員の牌を増やす、いわゆる絶対数を増やしていかなければ、この状況に関しましては改善することは厳しいだろうと。ですから、この状況につきましては抜本的な改革をしていかなければ難しいというふうに捉えております。

さらには、今現在、日本国はここ何年来、少子化ということで、毎年生まれてくる子供たちが減っている状況です。そういった中で、少ない人数で介護の提供を受けなくてはならない人たちを支えていかななくてはならないという、また人口問題、こういったこともしっかりとこれ国としてサポートするような施策というのは絶対必要になってくるのではないかというふうに考えておりますし、そういったことでは、国のほうにも取組を広げていきたいというふうに考えます。

さらには、ため池、こちらに関しましては、先般、12月2日に高市総理が来られたときに、双葉町の農業の復旧状況につきましては、本来双葉町の農地については750ヘクタールありますが、7ヘクタールだけの再開ということで、非常に被災12市町村の中で遅れている現状を説明させていただきました。その問題点につきましては、本来水田であったところが、いわゆる水利が来ない状況、これは議員の皆さん共通してご認識していただいていると思いますが、大柿ダムから水利を持ってきている実情であります。

そういった中で、双葉町の場合は、帰還困難区域を通して水利を造らなくてはならないということで、そちらが幾ら国の東北農政局であったり、そういう専門のところをお願いをしても進んでいなかったというのが現状です。今般、昨年12月2日、高市総理に直接そういうふうなお話をしましたところ、そのことに対してもしっかり所管の省庁にその場で指示をしていただきましたので、そういったことも見据えながら、双葉町の水利の問題であったり、ため池の除染、こういったものを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 高萩議員の再質問についてですが、具体的な対応についてはということでのおただしだと思います。子育て支援の具体的な支援策として、新たな就学先、学校への事前見学とか、あとは交流活動も含めて、教職員会の情報共有をしっかりと、地元、避難先自治体の教育委員会とも連携しながら情報共有に密に関係しながら、安心して就学できるようサポートしたいというふうに今取り組んでおります。

あともう一つ、地域とのつながりが希薄化ということについても高萩議員からご質問あったと思いますが、これは生涯学習課等を通して、地域の人材を活用しながら、大人から子供まで参加しやすいような、そういった各種講座を充実させて、地域のつながりが構築できるよう、こういう機会の創出に努めて、そういった子育て支援について、双葉町に戻って、こういう交流ができるのだというようなことも踏まえて、具体的な施策を今後進めてまいりたいと思いますし、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、第四次に向けても今それを構築できるように、健康福祉課とか生涯学習課はもちろんですが、全体の課と一緒にまちづくり計画の中に私も参加させていただいて、意見を述べているところでございます。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 教育長にちょっと最後再々質問なのですが、保護者の方も当然なのですが、子供さんにもやっぱり丁寧に、いろんな、今後こちらで再開するわけですから、その辺ちょっと丁寧に説明していただければ、保護者さんだけではなくて、子供さん本人にも、その辺ちょっとどういう対応をするか、最後に再々質問として質問させていただきます。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、高萩議員の再々質問で、本当に建設的な意見ありがとうございます。我々も今の仮設校舎で、先ほど申しましたように18名、仮設校舎で教育活動を行っておりますが、こちら双葉町の駅西のほうには10名ほどおりますし、その10名と仮設校舎で教育を進めている児童生徒と、その交流というのも昨年度もちょっと行いましたし、今後ともそういった形を進めて、あと最後に、こういった質問でしたので申し上げますけれども、令和10年4月に新しい学校を我々開校ということで今一生懸命準備に取り組んでおりますが、仮設校舎で今学校教育をしている児童生徒にとっては、あそこが母校ですので、そしてそこから新しい学校にぜひつなげるような、そういったいろいろな思い出づくりも含めた、あと連携できるような学びのほうに、今の子供たちと一緒にやっていきたいと思っておりますし、双葉町民の子供たちとも一緒に合同で、そのようなことを考えていきたいと、そんなふうに思っております。

◎散会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 8 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

開 議

日程第 1 一般質問

3 番 小 川 貴 永 君

2 番 山 根 辰 洋 君

6 番 菅 野 博 紀 君

日程第 2 議案第 3 5 号 双葉町税条例の一部改正について

日程第 3 議案第 3 6 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第 3 7 号 街路灯設置工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第 3 8 号 双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 3 9 号 町道路線の認定について

日程第 7 議案第 4 0 号 土地の取得について

日程第 8 議案第 4 1 号 令和 8 年度双葉町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案

日程第 10 発議第 2 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学
支援を求める意見書案

日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 13 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	宇 名 根 良 平 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
参事兼 生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
なお、本日の会議における議案等に対する採決は、押しボタン式投票によって行います。

◎一般質問

○議長（岩本久人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位4番、議席番号3番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

3番、小川貴永君。

（3番 小川貴永君登壇）

○3番（小川貴永君） おはようございます。通告順位4番、議席番号3番、小川貴永。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、東京電力の民事訴訟裁判における無断録音について。東京電力ホールディングスの社員が一部の民事訴訟裁判で、許可なく録音を行っていた事実が判明したという報道がありました。民事裁判は公平性が何より重要なため、公正な審理に悪影響を及ぼす可能性があることから、録音には裁判長の許可が必要になります。原子力災害を経験した当町としては、原子力損害賠償に係る民事訴訟裁判において、公平性の観点から影響が懸念されます。この無断録音の事実について、町の認識と今後どのような対応を求めているかを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。小川貴永議員の質問にお答えいたします。

東京電力の民事訴訟裁判における無断録音についてのおただしですが、令和8年5月21日に、一部の民事裁判において、東京電力社員が裁判官の許可を得ることなく、法廷でのやりとりを録音していたことが判明した旨、東京電力ホールディングス株式会社から町に報告があり、今後、再発防止を徹底していくこと、今回の不適切な行為を大変重く受け止め、関係者に深くおわびするとのことでした。

東京電力に対しましては、本年1月5日、小早川代表執行役社長へ手交した「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」の中で、廃炉作業に

において、安全対策や安全意識の欠如による事故やトラブルが発生しないよう、一層の万全を期することとはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保つことを求めています。今回の件については、企業としてのコンプライアンス意識の欠如により町民に不信感を与えた事案であると考えており、今後とも企業倫理やルール遵守の徹底のための取組を求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

被災地住民は、真実に基づく公正な裁判を求めています。無断録音のような行為が裁判の不信感につながるということについて、非常に大変な問題だと思いますので、これの再発の防止と情報処理について法的秩序の徹底が非常に重要だと思いますので、国や関係機関に対しては、それを求めているのではないのでしょうか。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、コンプライアンス違反、そういったものについての意識の徹底、さらには東京電力のほうから、今後そういった対応に対してしっかりと取り組むというふうなことを伺っておりますし、今後とも機会を捉えて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） それでは、次の質問に行かせていただきます。

2、有害鳥獣対策について。全国的にクマやイノシシなどの有害鳥獣の出没が相次ぎ、町内においてもクマや有害鳥獣との遭遇の危険性が高まっています。特に通学路や駅西住宅などの住宅地周辺におけるクマや有害鳥獣の出没は、子供や高齢者などの安全確保の観点から重要な課題であります。

人的被害をなるべく出さないために、人的パトロールだけではなく、赤外線カメラや上空から広範囲を確認できるパトロールドローンの活用が有効であると考えます。令和10年には、学校施設等が開設される予定のため、実証試験等の早期の検討が必要であると思いますが、関係機関等との連携も含めた町での検討状況を伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 有害鳥獣対策についてのおただしですが、クマやイノシシなど有害鳥獣による被害が全国的に生じていることは、報道等で承知しているところであり、町内におけるクマとおぼしき目撃情報が昨年から6件寄せられています。直近では、先月25日に浪江町との町境となる常磐双葉インターチェンジ付近での目撃情報が寄せられたため、防災無線やホームページ、ふたばアプリなどで速やかに注意喚起を行ったところであります。

また、イノシシについては、これまでも環境省及び町が主体となり、捕獲事業に取り組むことで、令和元年度の851頭をピークに現在は150頭程度、うち避難指示解除区域の捕獲頭数は15頭程度で推移

しております。

議員おただしのとおり、町内に有害鳥獣が出没した際には、町民の皆さんの安全確保が最も優先すべき課題であるため、特に危険性が高い市街地におけるツキノワグマの出没に備えて、本年4月に緊急銃猟も想定した対応マニュアルを策定したところです。

ドローンの導入につきましては、南相馬市でドローンを活用した有害鳥獣の捜索を行うなど、先進地事例の情報収集に努めるとともに、操縦者の確保や人材育成の観点など、引き続き必要性について検討を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

もう一度、ちょっと人的パトロールというのだけでは、広範囲を常時確認するというのはすごく限界があると思いますので、最新技術を活用した予防型の安全策として、ドローンの導入というのはいかがでしょうか。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

人的パトロールだけでは対応が難しい、厳しいのではないかとということで、いわゆるドローンの導入を検討してはどうかというおただしだと思います。ドローンの有用性については認識をしております。南相馬市の事例では、ドローンにより有害鳥獣を捜索したが、発見できなかったとの情報を得ており、目視外飛行などの高度な操縦技術を持つ人材の育成、確保が必要との課題も把握していることから、ドローンの導入の必要性については、しっかりと検討を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） 双葉町は、復興と先進技術の活用を進める町でもありますので、住民、とりわけ子供たちの命を守るということはすごく大事だと思いますので、ぜひドローンを活用した新たな安全策を前向きに検討をお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（岩本久人君） 通告順位5番、議席番号2番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

2番、山根辰洋君。

（2番 山根辰洋君登壇）

○2番（山根辰洋君） おはようございます。議席番号2番、通告順位5番、山根辰洋。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、養液栽培施設整備事業について。中田地区に整備されるトマトの養液栽培施設の整備内容や貸付予定者は示されているものの、整備後の経営計画や町と貸付予定者との間における経営上の責任の範囲などについては、現時点では示されていない状況にあると思います。

また、現在の社会情勢や当町の状況を踏まえると、エネルギーコストの増加、人材確保・販路形成

の困難さなど、施設経営には高度な判断が求められると推察します。

中田地区での農業再生は、復興まちづくり計画（第三次）において、「先端農業への挑戦」として位置付けられており、当町における営農再開の象徴的な事業の一つであることから、持続可能な運営体制の構築が重要であると考えます。このことから、次の5点について伺います。

①整備後の経営主体の責任範囲について、町と貸付予定者の間でどのように整理しているか。

②上記①を踏まえて施設経営において赤字等が生じた場合、そのリスク負担をどのように整理しているか。

③追加支援を含め、将来的な町財政負担についてどのように考えているか。

④視察や研修など、生産以外の面で町の農業振興や交流人口拡大につなげる取組を想定しているか。

⑤経営開始後、どのようなK P I や経営指標をもって事業評価を行う予定か。

以上、お伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

養液栽培施設整備事業についてのおたかしですが、福島再生加速化交付金を活用して、中田地区に整備を進めているトマトの養液栽培施設については、東日本大震災と原子力災害からの農業における復興の中核となる施設であり、先端農業への挑戦と農業者の帰還促進、さらには水耕栽培による風評の抑止効果も期待しているところであります。

議員からのご質問のうち、養液栽培施設整備後の経営主体の責任範囲については、国の交付要綱等により、施設管理責任は事業実施主体である町となりますが、経営責任は本施設の貸付予定者である福島さくら農業協同組合となります。

次に、赤字等が生じた場合のリスク負担については、本施設の貸付予定者が負担することになります。

次に、将来的な町の財政負担については、現時点では、施設が着工していないため、貸付予定者とは今後協議することになります。例えば整備後の自然災害などを起因とする大規模な修繕等については、町所有の施設であるため、一定の財政負担が生じる可能性があるものと認識しております。

次に、町の農業振興や交流人口の拡大に向けた取組については、本施設は先端技術を導入した生産設備を配置する予定であり、視察や研修の受け入れなども想定しているところであります。

次に、事業評価については、本施設が着工しておらず、想定を上回る物価や人件費の上昇などの新たなコストも踏まえて検討する必要があることから、現時点ではK P I や経営指標の策定に至っておりませんが、何らかの客観的な指標は必要であると考えております。一方で、公共施設であるため、収支や指標に表せない成果をどのように評価するかが課題であると認識しております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。今回の施設整備ということについては、町の農業の再生の、今町長答弁ありましたように風評の発信であったり、人の交流または定着雇用みたいなところであったり、農産品、双葉からしっかり売れるのだというところを示していくための施設であるというふうにはすごく理解をしているところでした。

一方で、なかなか本当に、通告させていただいたとおり、経営の難しさというのは非常にあるというところで、やはりこの辺りは我々も含めて議論をしっかりしながら、本当に維持していく、過度な財政負担をしないような形で経営を維持していくというところのサポートというのは、二人三脚でやっていくべきなのかなというふうには思っているところではありました。

その点での今回の質問というところになっているのですが、その上でちょっと再質問をさせていただきたいと思うのですが、もちろん赤字負担、今回貸付予定者のほうで負担していくということではあると思うのですが、財政的な支援だけではなく、赤字を圧縮するためには、いろんな方法あるのかなとは思っていて、一番は稼働率が上がらないというのが、周辺の事業者において一番の課題になっているというふうに伺っていて、例えばですけれども、本来50人雇わなければいけないところを25人しか雇われていなくて、稼働率が上がらず、生産性が上がらないといったようなことがあって、財政負担だけでそれを補ってんしても、結局本質的なところは変わらないみたいなのもあったりするもので、この辺りはちょっと稼働してからにはなと思うのですが、人的なサポートであったり、双葉町で農業をするための仕組みづくり、就農者の支援であったりだとか、そういったものは取り組んでいくべきなのだろうというふうに思っていて、そういった人的な経営資源を投下するための、何かそういった支援策みたいなことを検討する必要があるかなと思うのですが、その辺り、もし現時点で考えていることがあれば、1点お伺いしたいというところでした。

もう一点が視察研修といったところのお話があったかと思うのですが、今回加速化交付金の活用というところが念頭にある中で、結構隣接町で加速化交付金でこの手の事業をやっているところで、観光農園化が難しいというお話を聞いておりました。これは目的外利用になってしまうので、なかなかそういった活用ができないというふうに伺っている中で、こういった視察研修とか技術研修のところ、経営者に対しての、その取組をすることで経営資源化する、ある意味金銭的な確保であったり、知恵の収集みたいなことがしづらいというところもあると思うので、その辺りをどう突破するのかというのが、現時点でアイデアがあるかどうかはあれなのですが、ちょっと国とも含めて協議が必要な点かなと思うので、その辺り、ちょっと方針をお聞きしたいというのが2点目でした。

3点目、販路開拓とか、恐らくこれも経営者がやっていくところではあると思うのですが、町もやっぱりシティプロモーションというか、こういった農業がしっかり立っていくよというところも、この施設を核に発信していくことも重要なかなと思っていまして、それによって、どうしても養液栽培なので、露地で栽培している人たちに養液栽培のノウハウが移転はできないというふうに理解をしているのですが、この施設から何か進むノウハウが、露地であったり、ほかに農業をこれから再開してや

りたいという人にちゃんと裨益するようなモデルというのも重要なと思っていて、この辺り、あの施設を核にどうやって他の農業従事者に利益を出していくかというのも、やっぱり公共施設として建てる文脈があると思うので、ぜひ何かその辺りは検討していただきたいと思いますが、何かその辺り考えていることがあればお伺いしたいなということで、以上3つですか、再質問させていただきます。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

3点、まず稼働効率の問題、近隣自治体で同じような施設、双葉町とは全て同じとは言えない施設ではありますが、イメージしているところが近隣にあります。そういったものと違いはあるのですが、まだ稼働率効果、これに関しましては、当然貸付けを受けるJAさくら、農協のほうで人材の募集とか、そういったものをしておりますし、また技術に関しましては、関東圏のほうに、そういったような技術を習得するための研修を現在行っているというふうに報告を受けております。そういったことで、養液栽培の技術に関しては、ある程度習得できるような人材の確保というのはできているというふうに伺っております。

さらに、そういったことで人的サポートという点では、当然町もいろいろお手伝いをしなくてはならないと思いつつ、貸付けの実施主体のところ、そういうふうな取組はしていただくようになると思っております。

さらに、視察研修、観光農園化の話ですけれども、これはこういったような制度資金ですから、観光農園化というのはちょっとハードルが高いなというふうに考えております。

さらに、販路開拓ということで、こちらに関しまして農協という組織がそういったものの施設の運営をしていくわけですので、そういった販路というのは、ある程度確保できるものというふうに考えておりますし、何よりも産地間競争、出来上がった製品に関しまして、皆さんに食べていただけるような製品を作ることが一番大切だと思います。そういった部分で、先ほどの中でもお話しさせてもらっていますけれども、先進地に研修に行きまして、皆さんに喜んで食べていただけるような、いわゆるトマトの製造に関して今研修を受けているということですので、そちらに期待をしているということと、あとはどうしても生食が多いのですけれども、それだけではなくて、例えば我々が事業主体ではないのですけれども、考えていることは、6次化ということも当然考えていかななくてはなりませんし、さらには双葉町内で生産されるものですから、ふるさと納税の返礼品であったりとか、そういったような側面から、我々が支援できるような対策というのはしていかななくてはならないと思っています。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。本当に稼働率という部分で、本当に人的サポートが必要だというふうに思っていて、近隣に、南相馬市のほうに就農のいろんな、サポートセンターがで

きているというふうには伺っていて、そこから就農者になっていくというお話もあったりするので、何かそういったところとも連携を図っていくのももちろんですし、多分双葉町でそういった農業をやるということの価値みたいなところも発信していくべきであるのだと思うので、その辺りはぜひ共に発信できるといいのではないかなというのが1つでした。

もう一つが、先ほど観光農園化の難しさというふうにはあったと思うのですが、一方で、ちょっとこういった地域からどうしても復興の文脈で視察が入ってくると、本当に無償のご視察ということで、結構現場が疲弊するケースというのは、よく周りでも見ているところもあったので、この辺りは何らか仕組み化していくというのも今から考えていく必要があるのかなと思うので、その辺りはちょっと事業者との連携であったり、国との調整ということも必要だと思うので、その辺りの方針はもう一度確認させていただけたらなというふうに思っております。

あとは、さっき地産地消のお話が出ていたと思うのですが、やはり生産向上としてどうしても今回の加速化交付金の性質上、もう本当ひたすら作って売りたいなところになりがちになってしまうのではないかなと思うので、その辺りはぜひ、このトマトがどこでどうやって食べられるのかとか、本当に双葉町でどういうふうに価値が高まっているのかというのをうまくちょっとサポート、町のほうでサポートしてあげないと、なかなか外に出ていかなかったり、制約があったりするのかなと思うので、ぜひその辺りは連携していただけたらなというふうに思いますし、ほかの農業従事者にとっても、このトマトが外に出ていってプロモーションされることで、ほかの農業従事者もやはり売れるようになっていくとか、もちろんJAさんの販路で確実に売れていくという、この建物自体は、建物で生産されたものの自体はしっかりと販路がつくられていくと思うのですが、双葉町全体として販路をうまく形成していくという話になったときに、この建物がどういう役割を果たしていくのかというふうにもなってくると思うので、その辺りのちょっと販路形成における期待というか、そういったところはちょっともう一点お聞きしたいなというところで、以上、ちょっと2点になりますか、視察の仕組みづくりと販路におけるプロモーションの、ほかへの波及効果というところをどう考えているかというのを、2点お聞きしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

議員からのご指摘を踏まえて、取組は検討していかなくてはならないと思っております。

また、視察対応、こちらに関しましては、こういうふうな公的資金が入っていますので、ある意味対応しなくてはならないということになると思います。ただし、そういうふうな視察をしてもらったことによって、いわゆる双葉町の養液栽培のトマトの施設がある意味宣伝効果というのも当然出てくるだろうと思います。いわゆる先進地の中での競争力をいかに勝ち抜くか、そういったものの取組をしているということが、しっかりと視察に来られた皆さんに理解していただけるような施設であれば、販路についても新たな販路の期待もできると思っておりますし、そういうふうな視察に来られたもの

が、対応する人たちの大変さは当然ですけども、デメリットだけではなくて、ある意味メリットの部分もあるのだろうというふうに考えています。

また、生産工場での販路、当然農協の組織としてそういった対応はできるだろうと。ただ、地元の双葉町、この近隣の皆さんに対してということでもありますから、それは今後、養液栽培をするＪＡさくらともいろいろと話をして、地元の皆さんに当然消費していただくような交渉というのはしていかななくてはならないと思っています。

○議長（岩本久人君） 町長、販路形成のほうの、販路に対しての町の支援と申しますか。

（「休議をお願いします」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議いたします。

休憩 午前１０時００分

再開 午前１０時０１分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 販路の件なのですけれども、今後貸付予定者と調整していくというふうな考えでおります。

○議長（岩本久人君） ２番、山根辰洋君。

○２番（山根辰洋君） この施設、本当に二人三脚でやっていく必要があるというふうに理解しているので、ぜひ事業者との連携もしていただきながら進めていただけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩本久人君） 休議いたします。

休憩 午前１０時０２分

再開 午前１０時０３分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

通告順位６番、議席番号６番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

６番、菅野博紀君。

（６番 菅野博紀君登壇）

○６番（菅野博紀君） 議席番号６番、通告順位６番、菅野博紀。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

１番、原子力損害賠償について。令和８年第１回議会定例会でも質問しましたが、原子力損害賠償紛争審査会と文部科学省の対応の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてのおたかしですが、令和8年第1回議会定例会における議員からのご提案については、文部科学省への要望も視野に、機会を捉えて要望活動を継続していくとお答えしたところです。

4月15日には、小林文部科学副大臣が町内の復興状況を視察された際、日常生活阻害などの賠償が平成30年3月末までである現在の状態は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除となった町の実情に合致していないことから、適正かつ迅速な賠償に対し、引き続きご尽力いただくよう私から強く申し上げたところであります。

さらに、4月27日には、町担当課と文部科学省とのオンライン会議を開催し、日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間や営業賠償、就労不能損害の終期の考え方など、原子力損害賠償紛争審査会に要望している事項について、個別事情により賠償の内容は異なるという説明ではなく、明確な回答をするように強く要望したと報告を受けました。

今後とも、被害を受けた住民の声に耳を傾け、被害者の感情にしっかりと寄り添い、過去の判例や和解事例などからの水平展開も積極的に取り入れながら、適正な対応をいただくよう、原子力損害賠償紛争審査会及び文部科学省に求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。文部科学省もやっぱり入ってきてもらって、これ言い続けていくことが大事だなと思っています。紛争審査会も悪いとは言わないですけども、やっぱりその中に地元の人間がある一定数は入らないと被害状況は分からないと思うのです。そこも含めて、今後賠償、終わったわけではないと思うのです。例えば1カ月10万円、それももともと一番最初は、避難解除されてから1年間、それがどんどん、どんどん変わっていくので、今後も、議会もですけども、私もご協力しますので、町民のためにやはり正しい、当然の賠償を求めているかなければ僕はいけないと思うのですけれども、文科省大臣クラスになると、僕たちもなかなか会えないので、今後町長、ぜひ町民のために、町民の賠償を少しでもいただけるようにご尽力いただけると、僕は町民の皆さんも喜ぶのかなと思うので、この質問は、町長何か答弁あれば、意気込みとか答弁あればちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、原賠償の委員の皆さんが、毎年双葉町に来られて、視察と我々との意見交換されております。これは双葉町で強く、現地を見ていただきたいと、被害の実情、実態を見てほしいということで要請をさせていただいております。そういったことで、当町には最近、毎年来ていただいているという現状です。

一番双葉町の今回の原子力損害賠償の、国で判断している対応について違和感を感じるのは、例えば日常生活阻害慰謝料、ふるさと喪失損害とかいろいろありますけれども、そういった部分で、まず議員からも先ほど話ありました1カ月10万円という、いわゆる判断の仕方、これはたしか交通事故の、1日4,000円何がしというふうなやつを算定しまして、1カ月で12万幾らになっているはずなのですけれども、端数を切って10万円ということが判断の基準になっていると。原賠審の中で言っているのは、最低の慰謝料、損害賠償の取組ですよということをうたっているわけなのです。それがずっと変わらずこのままやって、平成30年のところで、その慰謝料に関しては終わってしまっていると。

一方、どうなのかというと、これ毎回議会でも原賠審の委員の皆さんとの話でも言っていますけれども、双葉町は、しからばどうなのだと。平成30年までに避難指示解除されたところというのは、ある意味、町が戻れる環境、村が戻れる環境までなっているということを判断して避難指示解除をしているわけです。一方で、双葉町は令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除ということで、平成30年の考え方からすると、全然その、いわゆる帰還に関して、いわゆる全国に避難をしている町民の皆さんが継続しているわけですから、そういったことで被害の実情、実態があるかないかといったら、私は被害が継続しているというふうに判断をしております。

そういったことで、町としては、少なくとも令和4年8月30日の双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除までは、最低限そういうふうな取組はしていただきたいということを強く申し入れております。そういったことで、原賠審の委員の皆さんと話が平行線になっているわけなのですけれども、これは諦めず我々はやらなくてはならないと思っておりますし、何より町民の皆さんがこの取組に関しては納得している現状ではないというふうに我々も思っておりますから、今後とも担当課としっかりと連携をしながら、国、東電、原賠審にはしっかりとその要求は継続していくというふうな考えでおります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

では2番、福島第一原子力発電所の廃炉作業について。福島第一原子力発電所の廃炉作業終了時期が明確にされていないことは、当町の復興に大きく関わることだと思いますが、原因者である東京電力ホールディングスや国には廃炉作業終了時期を明確にする説明責任があると思います。このことについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 福島第一原子力発電所の廃炉作業についてのおただしですが、令和8年第1回議会定例会において、議員から、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過したにもかかわらず、廃炉の進捗状況について具体的に示す時期に来ているのではないかと。さらに、根拠を持った廃炉計画をきちんと立てるべきではないかとのご指摘でした。

私の思いとしては、東京電力は廃炉に向け、たとえ時間がかかるにしても、安全な取組が大前提であり、これまで町は廃炉作業にできる限り協力をしてきた経緯を述べつつ、今後とも廃炉の問題に関しては、東京電力がしっかりと対応するように、議会の皆さんと連携して取り組んでいきたい旨をご答弁申し上げたところであり、さきの定例会における答弁と変わりはありません。

今後とも、町民の皆さんが安心して暮らすためには、安全かつ着実に廃炉作業を進めることが必要不可欠であり、町が復興するための大前提であると認識しております。引き続き、国及び東京電力に対して、中長期ロードマップを遵守しつつ、町民の思いに真摯に向き合い、安全を最優先に廃炉作業を貫徹いただくよう求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 前にもご答弁いただきました。それはもう重々分かっていて、前回から今までこの期間中に、今日も東京電力さん、来ていますよね。報告なんかで、その間に1回でも報告来たのかなと。国も報告、廃炉作業について、こうやって議会で一般質問が出ているというのであれば、やはりその誠意ですか。よく東京電力さんが誠意を持って対応する、どこが誠意なのかなと思うところと、本当に隠された廃炉作業なのかなと思うのです。普通に地元の業者もあまり入っていない、情報もなかなか入ってこないし、困ったときだけ全協とか、そういう説明に来たり、我々一般議員には分からないことがいっぱいあり過ぎて、これは本当にちゃんとした時間をかけて、ちゃんとやる、誠意を持ってちゃんとやる廃炉作業なのかなというのが僕の中ではちょっとあって、今回も入れさせてもらったのです。

例えば本当に何か進捗状況、進捗状況とか新しい何かがあるのであれば、これは駄目だったとか、そういう報告ってもっとあると思うのです。だけれども、こんなある意味僕ら、多分新聞とか報道で分かるほうが多くて、実際には質問しても持って帰ってこない。答えられるものも持って帰ってこないというのが僕は誠意なのかなと思うのです。もうこの地震15年も経っているのです、15年以上経っているのです、できれば終期目標時期、何でもそうではないですか、いつまでに終わりたい、そのためにみんな動く。終期も決まっていなければ、だんだんやっても何にしても、いや安全にやるためにやっていますよというのがこの世の中で通るのかなと。町の公共事業、ちゃんと終期というかありますよね、期限が。やっぱりある程度目標の期限を出してもらわないと、やっぱりこれ、帰還の時期とか、そういうものもちよっといろいろ関わってくると思うのです。帰還しない判断もそうだと思うのです。病院やそういうものもいろいろありますよね。だから帰還できない。元気なうちに帰りたいという人がかなり多いのです。

だから、アンケートでも、結構、いつ帰るっていつ終わるか分からないから、根本的に言うと、終わる時期を大体あれしてくれれば、そういう時期書けるのですけれども、廃炉作業が終わらないのに帰れないなとか、次の質問になりますけれども、廃棄物とかいろんなものが出るわけではないですか。それをちゃんと保管できているとか、そういう判断材料になるので、これは町長やっぱり終期時期、

目標でもいいので、ちゃんと出してもらいたいと思うのです。計画もそうなのですから。

今の廃炉作業って、このくらいには取り出せるだろうとか、もうアバウトなので、これ実際こういうものが公共事業とかそういうのに、例えば役場庁舎を造るときに、いついつまでというのは決まっていますよね。それがアバウトに、このくらいでできるであろうは、多分この行政とか関係あったり、町の説明に、それはちょっとまずいのかなと思うので、ちょっともう一度お聞きしました。この前、再質問でも結局足りなかったんで、そういう目標、あとハウレンソウ、報告、連絡、東京電力さんは、自分ところの業者とかにそういうのをやっていますけれども、町に対してちょっと足りないのではないのかなと思います。震災前は、議員のうち1軒1軒、何かあるとすぐ来て、こういう事例ありましたというのやっていましたよね。それはやっぱり建設の凍結かけられて、その前までにあった改ざんとか、そういうものがあってやったわけですが、いざこれだけの事故を起こして、そういうところが抜けていいのかなと思うのですけれども、町長、どう思いますか。お伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の終期の話であったり、いろいろありますが、中長期ロードマップを踏まえた廃炉作業の終了時期を明示されることは、双葉町の復興に向けて重要であるとの認識には変わりはありません。一方で、廃炉作業を安全かつ着実に進めることが廃炉への一番の近道だと考えております。国及び東京電力に対して、安全を最優先に廃炉作業を貫徹するように求めていく考えであります。

ただ、通常言われているのは、この福島第一原子力発電所の1号機から4号機まで、30年とも40年ともという話になっております。果たしてそれが具体的にどうなのかというと、今回の例えば燃料デブリの取り出し、これは最初はロボットアームで取り出そうとしたのですが、そのロボットアームの不具合で別な取組をして燃料デブリを取り出したと。しかも、グラム数にしては何グラムというふうなものではなく、ごく微量な取り出しということで分析をしていると。その燃料デブリに関わるものがどれだけあるかという、一説には800トン、これ膨大な量です。そういったものを取り出すための、今しっかりと安定的に取り出す作業の取組というのがしっかり確立している状況でないというふうに私は考えています。そういったものがしっかりとできるようになって、ある程度燃料デブリの取り出しが順調にできるような状況であれば、いわゆる廃炉に向けての工程の時期というのはある程度明示できるようになるだろうというふうに考えておりますが、今現時点でそういったような取組ができているとは言い難いことを考えると、なかなかその終期という部分では難しいのではないかなと思っています。

ただ一方では、どういう作業であろうと、今双葉町にも大熊町にも帰還をされている住民の皆さん、移住をされている皆さんがいるので、そういった人たちに迷惑のかからないこと、いわゆる安全で安心にその取組をしてもらわなくてはならないというのは、これはもう絶対条件ですから、それは常に東京電力のほうには申し入れをしておりますし、そういったことから考えると、終期の考え方という

のは、ある程度先ほど申し上げましたように、デブリの取り出しが安定的にできるようになって、ある程度時期が示される可能性があるのだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 再々質問ですみません。

目標って僕あると思うのです。町長、結構東京電力さんに、誠意を持って町長は対応しているのだなというのは僕も分かります。けれども、相手側がそういう体制ではないですよ。もうちょっと、例えば3、40年、僕、無理だと思うのです、個人的には。であれば、50年、60年とって、期間が短くなるのには僕問題ないと思うのです。そういう目標ありますよね。できない目標をいつまでもずっと持っているのではなくて、あとは誠意の部分で、何をやって、こういうふうになっているというのは、やっぱり住んでいる方々、もちろん避難している町民にもなるべく分かってもらうべきであって、それは一番早いのは広報とか、そういうのにもなるのですけれども、そこら辺がちょっと、さっきから誠意、誠意って言いますけれども、東電さんの誠意って、僕、全然信用できないのですよね。誠意というのは、あくまでも相手を思って、重んじて、ちゃんと対応することですけれども、多分こういうふうにしても駄目なので、やっぱりある程度それを国、経産省なり、東京電力に町長の口からぜひ伝えていただきたい。でないと、3、40年で帰ってくる。30年だからあと15年ですよ。15年で帰ってこれると思っている人が、頑張って帰ってこようとしたら駄目だったではなくて、ある程度余裕を持った期間とかも出してもらったほうが、一番最初廃炉が始まったときに3、40年とって、15年経過して、これだけ進まないのですよね。計画も多分全然進んでいないので、そこら辺を、ちゃんとできなかったのかということ例えば報告する。これが誠意だと思うのです。もっと本当は進んでいたはずなのですけれども、これがこのくらい遅れていて、予想とは違ったよというのがやはり経過報告であって、何グラムを取った、1グラムも取れなかったではなくて、そういう今後方針を変えるのか、方針も変えたりする可能性もあるではないですか。それをやっぱり町とか、行政とかそういうところで話し合うべきだと思うのです。

ただ、もう事故から15年数カ月、事故の時から何も変わっていないところに僕はちょっと違和感を東京電力に、国に感じているので、そこら辺を町長、できればお伝えしてもらって、ある程度の報告をいただくような体制にしていただけるように、議会も町もそうですけれども、町民に分かるような廃炉、誠意を持った廃炉計画をやってもらえるように、逆に町長がご助言していただけるとありがたいなという気持ちの質問なのですよね。そこら辺でご答弁をお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

非常にご指摘のとおりだと思いつつも、なかなか難しいことだなというふうに考えております。まず、廃炉の終期、これは先ほど来からお話ししておりますが、まだ、はっきり言いますと技術が確立

されていないというのが現状だというふうに認識しています。そういったことを考えると、終期については、軽々にこの時期に終わりますよということは東京電力としても言えないでしょうし、我々もそれに関して、東京電力にしっかりその終期について公表しなさいということも言うのは適切ではないのではないかなというふうに考えています。

ただ一方で、働いている廃炉に関わる社員、作業をしている人たちのモチベーションということもあると思うのです。ある意味、決して安全ではないというふうな状況の中で、日夜そういうふうな取組をしている人たちがいるということは、我々もそういうふうな人たちには、ある意味感謝をしなくてはならないというふうに思っています。

そういった部分で、私もあちこちいろいろなところで聞かれたときに、自分の精神状態というのは複雑だよと。東京電力に対して、この事故を起こしたことに関しては、決して加害者であるから許すことはできないという思いと、ただ東京電力の現場で働いている人たちが、この廃炉のために、ある意味危険を顧みず、取り組んでいるということは、これは感謝しなくてはならないと。なので、複雑な精神状況の中で私も答えなくてはならないというのが非常に、自分で話をしながら厳しいなというふうに思っております。一番は、廃炉に関わる人たちのモチベーションが下がらないような取組というのは、これは町としてはしっかりサポートしていかなくてはならないと思っています。

そういったことで、議員ご指摘の考え方は十分私も理解しているつもりなのですが、なかなかその部分に踏み込むのは厳しいのだろうなと。なので、東京電力としてもしっかりと、この事故を起こした責任ということを忘れることなく取り組むことが、例えば先ほど一般質問の中で、裁判の中で録音していたというふうなことが、あってはならないことをやってしまうことは、ある意味しっかりと反省の上に立った行動ではないというふうに言えるわけですから、そういったことも含めて、自分たちはどういうことを起こしたのか、さらにどういうふうなことをしなくてはならないのかというのを十分自覚をしてもらって、まずはその現場で頑張っている社員の人たち、作業をしている人たちがモチベーションが落ちないような、逆にモチベーションが上がるような、我々はある意味サポートしていかなくてはならないのではないかなというふうに思っています。

○議長（岩本久人君） 6 番、菅野博紀君。

○6 番（菅野博紀君） 3 番、町独自の課税について。廃炉作業により処理水の海洋放出が双葉町側から実施されていますが、そもそも当町側で発生した処理水ではないのに、放出によって観光資源である海の風評被害を招いていると思います。

また、当町内に建設している固体廃棄物建屋内のドラム缶も同じく風評被害を招くおそれのあるものではないかと懸念しています。海洋放出する処理水及び固体廃棄物建屋内のドラム缶に対して、町として独自に課税することを検討すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、町独自の課税についてのおただしですが、ALPS処理水の海洋放出や固体廃棄物の貯蔵については、議員ご指摘のとおり風評被害を招くおそれがあるものと理解しております。そのため、国や東京電力に対して、廃炉作業に伴う新たな風評被害を絶対に生じさせないという強い決意のもと、万全の対策を講じることはもとより、安全を最優先に廃炉作業を貫徹することを強く今後とも求めていく考えであります。

財源となる税収の確保については、これまで町内に建設された固体廃棄物貯蔵庫を固定資産税の課税対象とするなど、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでいるところであり、今後も健全な財政運営に向けた取組を進めてまいります。

町独自の課税については、十分理解をしているところでありますが、町独自の税の創設については、現状では制度設計が難しいというふうに認識しております。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。海洋放出、このタンクには課税されています。貯めるタンクには。これは当町には入ってきていません。この汚染水、当町内で発生した汚染水ではないです。それによって……

（「処理水」と言う人あり）

○6番（菅野博紀君） 処理水ですね、すみません。処理水も当町で発生したものではありません。それで、タンクには課税できて、水には課税できないというのが、僕、ちょっとおかしいなと思って、これは今年初めに東京電力に視察に行ったときに、東京電力の社員の方で、幹部ですね、幹部の方にそれをぶつけました。何もね、双葉町議会で議決すれば払うよと言われたのです。これ議員さんみんな話聞いていますので。これは名前出してもいいですよ。そこまで言われているので、議員全員の前で。ぜひ払ってもらふべきだと思うのです。これは本人、後で名前言いますので、町長確認してください。ぜひ呼んでね。それで、東京電力も実際、廃炉作業の側と復興本社側、本社側、今僕は大きく3つに分かれていると思うのです。ここに来るのは復興本社、何言っても返事返ってこないのです。分からないのです。だから統一してやってくれないと、やっぱり現場のほうでそういうふうに言っているのです、これはもうやるべきだと僕は思っています。

あとドラム缶、町長が議員時代、僕の前、多分、町長の前議員さんかな、町長も入っていると思うのですけれども、入っていなかったらすみません。昔、ドラム缶に双葉町議会で税金を、1回、幾らって税金をかける議論がありました。居たか居ないは僕も定かではないのですけれども、実際にありました。そのときはやはり国とかそういうところから止められて、結局駄目になったのですけれども、そのときの状況とは今回違うのですよね、安全に運転していたとき。高レベル廃棄物、ドラム缶に詰めるようなものを持ってくる。しかも、当町で発生したものではありません。隣の町側で発生したものです。それを当町に、事故の高レベル廃棄物、前とはちょっと違いますよね。固体廃棄物建屋、確かに固定資産税いただいています。だけれども、僕たちから見るとちょっと、普通の一般

人から見ても、危ないものを保管するために双葉町に来ているものが、要は、そこも税金対象になるのではないかと。これ風評被害って僕書いてしまったのですけれども、風評被害にもお金はちゃんと賠償しますよって東電さん言っていますよね、誠意を持って。だけれども、風評被害での賠償のあれって、僕の知っている限りはないのです。

それで、先ほど同僚議員が裁判の件で、町長の答弁にも入っていましたけれども、こういう普通にやってはいけないことを平気でやるのであれば、ちゃんと廃炉には協力しています、うちの町は。それは自信持って言えます。であれば、当町も将来的な財政、一般財源と言われる税金面での税收、これ、あまり僕はいいとは思いません。何年か後、試算したときに、これちょっとまずいのかなと思うところがあります。相当の基金はあります。ほかの町ではないような基金はありますけれども、目的基金だって、何にでも使えるお金ではないので、それに税金をかけることによって、当町町民をきちんと守るための税金、税金を上げることは間違っていないと思うのです。これの議論には僕は入るべきだと思うのです。できれば、僕も議員の中では、特別委員会なり何なりつくらないかという話はしていこうと思っています。ただ、これに対しては町の協力も必要だし、町の条例改正とか、そういう面もいろいろ調べなくてはならないので、今日あしたできる話ではないですけれども、町の将来性と、そういう町民サービスを考えたときに、検討はしなくてはならないと思う、駄目なら駄目でも。いい方向には持っていきたいです。これが多分今できる町税の取り方なのかなと思うのですが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

言っている趣旨は十分理解しているつもりです。ただ、新たな税收に関する考え方として、議員の皆さんが東京電力福島第一原子力発電所の視察の際に、現場で東京電力の社員に、幹部社員に、双葉町の議会で議決をすれば払いますよと言ったことが事実であるかないかも含めて、今後しっかりと調べていきたいということと、ただその人間が、こういったものすごく重大な判断に責任のある立場、判断できる立場であるかということも調べなくてはなりません。簡単に言いますと、東京電力ホールディングス株式会社は、小早川さんという方が社長です。代表権を持っている。その人がそういう判断であるならば、これは会社としての判断だというふうに捉えますけれども、現地の福島第一原子力発電所のいくら幹部社員であったとしても、その人にそれだけの権限があるかということ、それはないと思います。

そういったことを考えたときに、これは慎重にやっていかななくてはなりませんし、ただそういうふうな議員の皆さんが視察に行かれて、そういうふうに皆さんの、先ほど表情を見ましたら、そうだというふうな判断をされた方が大多数だったのですけれども、本当にそうだったのでしょうか。視察に行ったときに、東電の幹部社員の方がそういうふうな発言をしたということの、これ私のほうから聞くというのはちょっと、一般質問の答弁ではあり得ないのですけれども、でもこれ大変なことなので、

やはり皆さんの確認をもらいながら、事実であったかどうかというのをしないまま我々動くわけにもいきませんし、それ確証を持ってやらないと、これ大変なことになりますから。そういう部分で皆さんもしっかりとそういう判断をしていただいて、我々は動かざるを得ない状況なのかということも考えていかななくてはならないというふうに思います。

○議長（岩本久人君） 6 番、菅野博紀君。

○6 番（菅野博紀君） 代表者を代われるような立場、これは多分、町長、後でお名前はちゃんといます。皆さんの前ではっきりと、これは僕が質問して、そういうお言葉を発しました。ということは、誠意を持って対応するのだったら言ったことはやってもらわなくてはならない。当町双葉町、この事故によって町民がどれだけ苦しんでいるか、そういうものを鑑みると、そこはもう、自分で言っているのをやってもらいたいと思います。これは、ドラム缶に関して、水に対してです。水に対しては、そういうお言葉をいただいたので、僕、そのときに言いました。皆さんお聞きになりましたかと。皆さんは多分聞いているので、ちゃんと。そこは多分、町長確認取ったら分かると思うのですが、やっぱりそういう議論を、相手も払ってくれると言っているのです、それなりの幹部職員なので、会社を代表して我々議員の視察の同行をしたということは、やっぱりそれだけの責任はあると思うので、町長、これに関しては議論していただけますか。とりあえず議会の中でもしなくてはならないですけれども、議論。あと、この情報提供、それはさせてもらいますので、よろしいでしょうか。答弁だけいただきます。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、事実確認をするということと、後ほど全員協議会がありますから、その場で皆さんにしっかりと確認をさせていただきたいと思います。その後のことにつきましては、我々としてもしっかりと慎重に取り組んでいかなければならない案件ですから、しっかりと精査をしながらやっていきたいと思っています。

○議長（岩本久人君） 6 番、菅野博紀君。

○6 番（菅野博紀君） では、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） これで一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎議案第 35 号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第2、議案第35号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第35号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第3、議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第36号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第4、議案第37号 街路灯設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第37号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第5、議案第38号 双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備工事請負

契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第38号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第6、議案第39号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第39号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第7、議案第40号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第40号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第8、議案第41号 令和8年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第41号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第9、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番、作本信一君。

(5番 作本信一君登壇)

○5番(作本信一君) 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

物価高騰が続く中、賃上げの動きはあるものの、実質賃金の改善は十分とは言えず、多くの労働者

が生活の向上を実感できていない状況にあります。

また、福島県では、人口流出や人手不足が課題となっており、地域経済の活性化や人材確保の観点からも、最低賃金の引き上げは重要な施策であります。

本意見書は、政府が掲げる全国平均1,500円の目標を踏まえ、福島県最低賃金の継続的な引き上げと早期発効を求めるとともに、中小・小規模事業者への支援や価格転嫁の環境整備などを国に要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、お手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩本久人君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。発議第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第10、発議第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2 番、山根辰洋君。

(2 番 山根辰洋君登壇)

○2 番(山根辰洋君) 発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

東日本大震災及び原子力災害から15年が経過した現在も、多くの被災者が避難生活を続けており、経済的な支援を必要とする子供たちが存在しています。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」は、学用品費の援助や通学支援、高校生への奨学金、特別支援教育に係る支援など、被災した子供たちの就学を支える重要な制度として機能してまいりました。

しかし、本事業は単年度ごとの予算措置であることから、将来的な継続が不透明であり、事業が終了した場合には、自治体負担の増加や子供たちへの支援格差が生じることが懸念されます。

被災した子供たちが安心して学び続けられる環境を確保するため、令和9年度以降も本事業を継続し、必要な予算を十分に確保するよう国に強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、お手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、意見書の提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。発議第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出いたします。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岩本久人君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本久人君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（岩本久人君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和8年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時19分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 岩 本 久 人

署名議員 伊 藤 哲 雄

署名議員 作 本 信 一